

令和4年第4回東大和市議会定例会会議録第23号

令和4年12月6日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	14番	和地仁美君
15番	佐竹康彦君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	東口正美君
19番	中間建二君	20番	大川元君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（1名）

13番 関田正民君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
市民環境部長	田村美砂君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
企画政策課長	荒井亮二君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君
財政課長	鈴木俊也君	総務管財課長	宮田智雄君
デジタル政策課長	菊地浩君	デジタル推進担当課長	藤本貴史君

職員課長 岩本尚史君
地域振興課長 石川正憲君
生活福祉課長 青木一麻君
地域包括ケア
推進課長 石嶋洋平君
新型コロナウイルス
感染症対策担当課長 中山仁君
まちづくり推進
担当課長 梅山直人君
教育総務課長 斎藤謙二郎君

市民課長 長井素子君
環境対策課長 梶川義夫君
障害福祉課長 大法努君
介護保険課長 里見拓美君
都市づくり課長 稲毛秀憲君
建築課長 中橋健君
指導担当課長 菅野恭子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○副議長（佐竹康彦君） ただいまから本日の会議を開きます。

○副議長（佐竹康彦君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

開会前に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本日全ての一般質問が終了した場合は、明日12月7日水曜日を休会といたします。その際、本日の本会議終了前に休会の議決を採ることとなりますので、全員協議会室等で一般質問をお聞きの議員につきましては、一般質問が全て終了するまでに本会議場にお戻りいただきますようお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 一般質問

○副議長（佐竹康彦君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○副議長（佐竹康彦君） 昨日に引き続き、6番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○6番（尾崎利一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

昨日に引き続き学校統廃合のところですが、昨日の私の発言で、「もう一度整理すると」と言った後に、「学級規模」と言うべきところ「学校規模」というふうに発言したようですので、訂正させていただきます。学級規模です。

それから、昨日の質問の中で、東大和市の教員1人当たりの児童数について数字を申し上げましたが、このOECDインディケータで言う直接教育に携わる教員というのがどの範囲なのかということで、教育委員会とやり取りをして、一番確からしい数字を申し上げたんですけども、教員数をもう少し広く見て、校長、副校長、養護教諭なども含めて学校にいる全ての教員を入れると、小学校は244人、それから中学校は126人となります。

その場合、教員1人当たりの児童数は17.9人、それから1人当たりの生徒数は16.4人というふうになります。公正を期すためにこれを申し上げておきたいと思います。この数字になったとしても国際的な基準から見れば大きく立ち後れていますし、日本全体の水準から見ても若干立ち後れているという状況に変わりはありません。

昨日は、学級規模や教員1人当たりの児童数、生徒数という教育環境の根幹をなす数字で国際的に見て日本の教育が立ち後れている、東大和はさらに立ち後れた状況にあると。それにもかかわらず、国は少子化に合わせて教員定数を削減しているということを告発しました。それで、今日は東大和市の学校統廃合についても同様の状況があるのではないかとということです。

少子化の中で、教員数、学校数、学級数などを維持することで、少しでも遅れた教育環境を改善できる。しかし少子化だからと切り下げているような、立派な教育環境ではないではないかということをお願いしたいと思います。

前議会の補正予算（第5号）の質疑で伺ったところ、七小の運動場の1人当たりの面積は19平米とのことでした。統合時の児童数は492人とのことでしたが、これは令和2年7月に策定した小・中学校再編計画の数字で、令和元年5月時点で推計したものです。この再編計画と統計東やまとを比較すると、推計時から僅か1年後の令和2年時点で既に実際の児童数は推計値より153人多くなっていて、七小で10人、九小で8人、推計より多くなっています。推計から僅か1年で150人以上も差が出てくるということで、この推計を基にした小・中学校再編計画の妥当性どうなのかという問題についても、私、問題になるのではないかと思います。今日のところは指摘だけしておきたいと思います。

この18人を足して統合時の児童数を510人とする、運動場は1人当たり12平米になってしまう。もちろん統合時には建て替えているわけですが、普通に考えれば330人が510人になるので校舎は増やさなくちゃいけない、その分運動場は狭くなることとなります。さらに市は、周辺の公共施設の合築を方針としているので、さらに運動場が狭くなる可能性がある。学校設置基準で定められた1人当たり10平米を大きく割り込む可能性が高いわけです。運動場一つとっても、少子化が進む中でさらに教育環境が悪くなるということになります。いかがでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 教育環境は、運動場をはじめ校舎、体育館等を含めた学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、求められる空間を計画することが重要であると考えているところでございます。学校施設や統合する公共施設及び運動場の規模につきましては、今後複数の計画案の中で検討してまいりたいと考えておりますことから現在のところ定まっておりませんが、教育環境の整備においては、日照や採光、また風通しや音などに配慮した快適な居場所となるよう、現在進めております基本構想の中で委員の方等の御意見を踏まえ、十分な検討を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** それは当然のことだと思います。東大和市内で唯一、校庭で学校設置基準を下回っているのは二小で、1人当たり6平米ぐらいですよね。これマンション群が建って児童が増えてって、校舎を建てて今のような状況になっているわけですが、七小と九小の場合は、2つを1つにすることによってそういうことが生まれるということです。公共施設2割削減先にありきではなくて、子供たちの教育環境の整備、子供の最善の利益を真っ先に考えるべきだと私は思います。

次に、学校プールについてどう考えているのか伺います。

○**建築課長（中橋 健君）** 当市の学校プールの現状につきましては、経年劣化等による老朽化が進み、維持管理費に多くの経常的経費が必要となっております。施設の老朽化は事故の原因にもつながりかねませんことから、その安全対策は大変重要であります。一方、使用期間は1年のうち夏季のみのため主要稼働率は非常に少ない状況であります。このような課題がある中、屋内施設の活用も含め今後のプールの在り方等について、現在各課が集まって検討を進めているところでございます。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** 公立小・中学校にプールを造らないと決めた東京都葛飾区ですが、同区は方針策定に当たり、学校にプールを造れば建設費や維持費で1校当たり年平均770万円かかるが、民間プールを利用

すれば507万円で済むと試算しました。ところが507万円でなく900万円かかってしまった。民間のほうが低コストだという試算は崩れました。借り上げバスで往復30分かかる。民間の突然の撤退もありました。業界大手のコナミは、2021年2月から22年3月の間に26店舗、2割を閉鎖しています。偽装請負を避ければ民間に丸投げにならざるを得ない。水難事故を想定した着衣泳が実施できないなど問題山積です。

中央区は小学校4校に屋内温水プールを造って市民にも開放し、行政コスト全体で見れば費用は見合っているとのこと。大人の事情ではなく、子供の利益、教育環境の整備という観点でこれを見る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） 市内の学校プールにつきましては昭和40年代に整備されたものが多く、プールの水槽内をはじめましてプールサイドや更衣室、循環装置など非常に老朽化している状況でございます。学校の新たな運用方法といたしましては、民間プールの活用、また市民プールの活用、また学校間の共同利用などが考えられますけれども、本市においてどのような運用方法が適しているのか様々検討しているところでございます。しかしながら、いまだに結論には至っておりません。今後も情報収集を進めまして、学校プールの在り方、運用方法等について検討を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 繰り返しますけれども、子供の利益を守ると、これ最優先にする観点で検討する必要があるし、先行事例でも今紹介したような状況があるわけです。慎重に検討していただきたいというふうに思います。

私は、校庭の面積が学校設置基準を下回るほど狭くなる可能性を指摘して、七小と九小の統廃合が教育環境の整備や子供の最善の利益ではなく、公共施設2割削減先にありきで進められていることを告発しました。また日本の教育環境が国際的に見ても立ち後れていることを指摘し、少子化を理由に教員の数を減らしたり学校を減らしたりして、一層教育環境を切り下げるのではなく、少子化をチャンスに、1クラス20人程度の少人数学級や教員の大幅増員など、教育環境の大幅な改善に踏み出すよう求めました。

市は市報などで、子供たちの未来のために現在の市民は我慢しなくてはならないというキャンペーンを展開し、日本共産党はこれを批判してきました。市長の答弁は、教育環境を確保するためにはお金がかかる。生徒が減っているから、一時的に校庭面積などが狭くなったとしても、それが将来にわたり子供たち全体の最善の利益につながるというものでした。

市長が強調する持続可能な行財政運営なるものが、子供たちの未来のために、大人や高齢者だけでなく現在の子供たちにも我慢を強いるものであることを暴露したものです。国際的に見ても貧弱な教育環境を抜本的に引き上げるために、国が責任を果たすよう求めるべきであり、そのツケを子供たちに回す立場を転換するよう求めます。

それからもう一つ、OECDインディケータを引用しましたが、ここには、例えば最終学歴別の就業状況、学歴と平均寿命、学歴と主観的幸福感、学歴と肥満などのデータもあります。残念ながらそのほとんどで日本のデータがないという状況になっていて、教育環境が立ち後れているだけではなくて、教育が果たす社会的役割に対する認識も立ち後れているのではないかと感じざるを得ません。

フィンランドの教育についても若干紹介しましたが、別に伝統的なものではありません。教育改革は1970年代に始まり、それまで体罰なども行われていたということです。子供の最善の利益を言葉だけにしない大人の真摯な取組が求められていると私は思います。

最後に、中央図書館のレファレンス室に感謝申し上げて、この項を終わります。

次に、マイナンバーカードですけれども、私のところにもカード作成の申請書が最近届きました。マイナンバー普及のためにこの間幾ら使っているのでしょうか。過去5年間の事業費を年ごとに伺います。

○市民課長（長井素子君） 当市の個人番号カード交付関係事務事業の事業費は、平成29年度、1,564万1,941円、平成30年度、1,726万8,650円、平成31年度、2,359万1,834円、令和2年度、5,861万5,094円、令和3年度、5,368万7,437円でございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 大変多くの額が使われているわけです。さらにマイナポイント2万円なんていうのもやられているわけです。マイナンバーカードは個人情報漏えいの可能性がある。保険証やチケット販売やイベント入場に利用する検討もされるといいます。膨大な個人情報がインターネットを通じて、もしくは扱う人を通じて、置き忘れなどによって、大量にまたは個々に流出する可能性があるわけです。

国民の機微な個人情報がひもづけされ、膨大な情報が収集・集積されます。カード発行で、指紋の1,000倍とも言われる本人識別機能を持つ顔認証データを行政機関が網羅的に把握することで、プライバシー侵害や監視社会化とともに個人情報が名寄せされ、人物像がプロファイリングされる危険もあります。さらにマイナンバーカードの取得は任意ということになっていますが、来年度から、この普及率を自治体への交付税額に反映させる制度を導入すると伺っています。任意であるにもかかわらずこういうことをやるのはおかしいのではないかと思いますが、市の見解を伺います。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） マイナンバー制度では情報を一元管理することは一切ありません。情報の管理に当たっては、今まで各機関で管理していました個人情報は引き続きその機関が管理し、必要な情報を必要なときだけやり取りする分散管理という仕組みを採用しています。特定の共通データベースをつくることもありませんので、そうしたところからまとめて情報が漏れることもありません。また行政機関は、法令等で定められた利用目的以外に、取得した個人情報を利用することはありません。

交付税の影響につきましては、新聞などの報道がありましたことは存じておりますけれども、現在のところ国から通知などはございません。引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 交付税額に反映させることについては、既に国会でも審議されています。ぜひ参照していただきたいと思えます。

結局、いろいろ御説明いただきましたが、国民は政府を信頼していないということだと思えますね。財政や保険証などによってマイナンバーカードを強制する国の動きに、市としてもぜひ抗議していただきたいと思えます。

次に、6番目、国・都・市有地の活用のところにいきます。

桜が丘2丁目の国有地についてですが、介護施設を整備する候補地の一つだが、検討中で結論に至っていないとの答弁が繰り返されています。サービス付き高齢者住宅などもできているので、特養ホームを建設するかどうかについても検討中というような答弁です。しかし東京都は、特別養護老人ホームの整備率の低い地域での整備を促進するため、基準単価に最大1.5倍の促進係数を乗じた補助を行うとしています。東大和市の促進係数は幾つなのか伺います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 令和4年度、補助協議用の特別養護老人ホーム促進係数につきまして、

東大和市は1.2となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 特養ホームの設置に責任を負う東京都が、東大和市は特養ホームの整備率が低く整備を促進する必要があると言っているのに、東大和市が介護保険計画に特養ホーム整備を掲げないため、特養ホームの建設がどんどん先送りされているということになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 東京都が設定をしている促進係数でございますが、東京都は、高齢者人口や将来推計、整備見込率等を勘案し、1.1から1.5に加え、上乘せを含めると最大1.8まで促進係数を定めており、促進係数が高いほど必要度が高まるとされております。当市の1.2で、必要度の高さといましては、適用なしを含めた9段階中、下から3番目となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そういうふうに言われても、東京都の文書で、特別養護老人ホームの整備率の低い地域での整備を促進するために促進係数を乗じた補助を行うとしてるわけですから、これは東大和市が整備率が低いということを、東京都がその文書の中で明らかにしているわけです。速やかな設置を求めます。

次に、桜が丘3丁目の2万2,000平米の国有地については、市が使う場合の優遇措置が一部復活しました。私は、無償使用あるいは無償管理という形も含め、市民の用に供するよう交渉すべきと考えますがいかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 国有地の売払い譲与または貸付け等については、優遇措置の取扱いについてという通達において、道路、公園等の用途に供する場合、学校、社会福祉施設の用途に供する場合など、一定割合に優遇措置を適用できる規定となっております。優遇措置の範囲が限定的となっておりますが、桜が丘3丁目の2万2,000平方メートルの国有地は、市内に所在するまとまった貴重な土地であることから、引き続き国と十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） よろしく申し上げます。

それで最後ですけれども、今日のしんぶん赤旗で全建総連が行った一人親方に対する調査が出ていました。消費税のインボイス制度の導入で、1割の方が廃業を考えているという調査結果です。建設業の方が大変な苦境に立たされているということがこのことから分かります。住宅・店舗リフォーム補助制度を廃止したという問題を批判し、復活を求めて私の一般質問を終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず大項目の1ですが、手話を含む多言語化と市の窓口対応についてです。

①として、手話を日常言語とする住民や日本語に不慣れな外国人住民への通訳支援について、現状と課題を伺います。

②として、東大和市でも手話言語条例の制定が待ち望まれています。市の認識と課題を伺います。

大項目の2では、生活保護行政について伺います。

平成30年度に生活保護基準の引下げが行われて以降、消費税増税や昨今の物価高騰により、健康で文化的な最低限度の生活の維持がままならない状態になっています。

①として、さらなる物価高騰が危ぶまれる中、被保護世帯での経済状況の悪化が懸念されます。市の見解と課題を伺います。

②として、さきに決定された電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についての生活保護世帯の給付手続について伺います。

③として、毎年、年末年始に解雇等による住宅喪失などの相談が寄せられます。年末年始の生活保護相談などの体制について伺います。

大項目の3は、介護保険制度について伺います。

①として、これまでも国は介護施設利用者の付加給付に資産要件を持ち込み、受給者の負担を増やし、入所要件を要介護3以上の高齢者としてきました。また要支援1、2の高齢者を介護保険の対象から外して、市の総合事業に移すことなどもしてきました。今後国は、要介護1、2の高齢者も同様に総合事業に移すとしていますが、保険あって介護なしと言われる状況が一層深刻になるのではないかと懸念されます。第9期介護保険事業計画策定への影響について、市の見解と課題を伺います。

大項目の4は、米軍横田基地・陸上自衛隊立川駐屯地での、オスプレイの飛来及び飛行訓練等による市民の生活への影響について伺います。

①として、C V-22オスプレイが米軍横田基地に正式に配備されて以来、基地周辺で深夜にわたる飛行、ホバリング訓練による騒音被害が続いています。また令和5年1月より陸上自衛隊立川駐屯地でも、災害時の輸送訓練並びに輸送航空部隊の技能訓練等を理由とした飛来が、月数回行われるとされています。重大事故が相次ぐ危険なオスプレイの飛行訓練が住宅密集地の上空で行われることは、市民の命と安全・安心を脅かすものであり絶対に許されません。市の見解と対応について伺います。

大項目5つ目に、気候危機対策とまちづくりについてです。

令和4年11月にエジプトで、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）が開催されました。猛暑や豪雨災害による災害の激甚化が進む中、気候危機対策として、二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロにする取組を加速させることが求められています。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条4項では、「市町村（指定都市を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第2項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。」とあります。

気候危機打開の視点から、以下についての市の認識と課題を伺います。

①として、市が地域の事業所・家庭の排出抑制策の指針、地球温暖化対策実行計画（区域計画編）を策定することが求められています。市の総合計画「輝きプラン」でも策定に向けての検討を進めるとされていますが、国全体の目標の期限が定められている以上、取組が遅れば遅れるほど、より達成が困難になります。遅くともいつまでに策定しなければならないと考えているのか、伺います。

②として、家庭や事業所などで自然・再生エネルギー由来の電力利用の転換や省エネ住宅の普及など、市の取組だけでなく、地域の団体、住民などの参加によって有効に施策を進めることが可能となると考えますが、

市全域での二酸化炭素排出量を半減させ、実質ゼロにする上での課題について伺います。

③として、車社会を脱し、徒歩、自転車、公共交通で不自由なく日常生活が送れる地域交通ネットワークと、身近で用が足せる公共施設の配置によって、二酸化炭素排出量の削減を図るべきではないかと考えますが、市の認識を伺います。

④として、前項の観点から、小・中学校等の公共施設統廃合を見直すべきと考えますが、市の認識を伺います。

大項目の6、最後になります。公共施設等総合管理計画等と市財政への影響について。

①として、市の公共施設等総合管理計画及び公共施設再編計画について、計画の考え方や市財政への影響についての市の認識と今後の課題を伺います。（「区域施策編を区域計画編と言った」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、失礼しました。ありがとうございます。

先ほどの私の質問の中で、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と言わなければならないところを誤って発言しましたので、訂正をさせていただきます。

以上です。よろしく願いいたします。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆様、おはようございます。

初めに、手話を日常言語とする市民などへの通訳支援についてであります。手話通訳支援につきましては、医療や官公庁の諸手続、冠婚葬祭など、日常生活の中の必要に応じて行う手話通訳者等派遣事業や、市役所庁舎内での申請や届出等への支援として手話通訳者設置事業を行っております。

課題につきましては、手話通訳者等の人材不足により緊急時の派遣体制が整わないことや、手話通訳者等の専門性の向上等であると認識しております。

次に、外国人への通訳支援としましては、翻訳機の設置や外国語の通訳が可能な職員による窓口対応を行っております。また外国語が堪能な市民の方には外国語通訳交流員として登録していただき、市が実施する事業において通訳をお願いするなど、行政サービスの充実を図る支援を行っております。

課題につきましては、職員の通訳可能な言語が少ないことや、行政の諸手続における専門的な用語の通訳が困難であること。また外国語通訳交流員におきましては、派遣の機会が少ないことなどが課題であると認識しております。

次に、手話言語条例の認識と課題についてであります。市におきましては、全国や東京都内の各自治体での条例制定の動向や内容について情報収集を行ってまいりました。東京都におきましては、令和4年9月1日から東京都手話言語条例が施行され、東京都におけます手話言語への理解促進に向けての機運が高まっているものと認識をしております。

課題につきましては、聴覚障害の方々が暮らしやすいまちになるために、いかに当事者以外の市民、事業者の皆様の手話言語への理解促進、普及啓発を図っていくかということであると考えております。

次に、被保護世帯の経済状況の認識と課題についてであります。被保護世帯は、今般の物価高騰の影響を受けやすい状況にあるものと認識しております。生活保護基準は、国が国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して決定するものであり、現在厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会等により、5年に一度

の生活保護基準額の見直しが進められております。市としましては、この審議等を踏まえた国の通知等に従い適正に事務を進めていくことが必要であると考えており、課題として認識はしておりません。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の生活保護世帯の給付手続についてであります。一般の非課税世帯対象者と同様に、市から送付した確認書の返送をもって対象者が指定する口座に振り込む手続としております。

次に、年末年始の生活保護相談の体制についてであります。緊急時には、職員の輪番制による在宅の当番職員が連絡を受ける体制を取っております。

次に、国が検討中の介護保険制度による市の第9期介護保険事業計画への影響についてであります。現在は社会保障審議会の介護保険部会において、要介護1及び2の方への生活援助サービス等に関する給付の在り方を検討しております。市としましては、第9期介護保険事業計画の策定に当たり、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、オスプレイによる市民生活への影響についてであります。立川飛行場に飛来を予定している陸上自衛隊のオスプレイにつきましては、防衛省から、他の航空機と同様に事前に定められた経路、時間等を遵守するとともに、市街地や住宅地などを回避しながら、安全確保に最大限配慮すると説明を受けております。

しかしながら、米軍のオスプレイの事故等が発生していることなどを踏まえ、市におきましては、市民の皆様の安全・安心や生活環境への十分な配慮が必要であると考え、立川基地周辺市と合同で、防衛大臣等に対し運用、整備についての安全対策の徹底や周辺住民への丁寧な周知、騒音や振動の軽減対策などを実施するよう、要請活動を実施いたしました。

次に、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定期間についてであります。市では地球温暖化対策を喫緊の課題と捉え、令和6年度中の策定に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、市全域で二酸化炭素排出量を削減していく上での課題についてであります。国は2030年までに二酸化炭素の排出量を半減させ、2050年までに実質ゼロにする目標を掲げており、市においても、省エネの取組や再生可能エネルギー利用への転換を図っていく必要があると認識をしております。そのためには、市、市民及び事業者それぞれの地球温暖化対策に対する意識の向上、施策を推進するための、国や東京都の補助制度の拡充及び取組を進める体制の整備が課題であると考えております。

次に、二酸化炭素排出量の削減を図るための、地域公共交通ネットワークの形成と公共施設の配置の見直しについてであります。化石燃料の自動車から徒歩、自転車及び地域公共交通への転換を促進するとともに次世代型自動車の普及を図るなど、二酸化炭素排出量を削減する取組は社会全体で推し進めていくべきものと認識をしております。また公共施設の配置の見直しにつきましては、東大和市公共施設等総合管理計画に基づき、児童・生徒が徒歩で通う学校に、周辺の公共施設を統合する計画を進めてまいります。

次に、小・中学校再編計画についてであります。統合後の学校は、児童・生徒が徒歩で十分通学できる距離であり、また地域住民にとってもアクセスしやすい徒歩圏内にありますことから、学校の統合や学校に公共施設を集約する計画を見直す考えはございません。

次に、公共施設等総合管理計画等の考え方や市財政への影響についてであります。公共施設等総合管理計画では、現在保有している公共施設の全てを更新するには多額の財源不足が見込まれますことから、40年間で約20%の床面積を縮減する目標を定めています。公共施設再編計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、建築系の公共施設の総量の縮減と配置の適正化を進めながら、計画的に更新を進めることを主眼とした計画であ

り、市財政への影響といたしましては、今後公共施設の更新等に際しまして多額の事業費を要することが想定されますことから、引き続き特定財源の確保と基金の積立てが課題になると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 8分 休憩

午前10時12分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） それでは、順次再質問をさせていただきます。まずは御答弁ありがとうございました。

まず、大項目1の手話を含む多言語化と市の窓口対応についてということなのですが、実はこの質問、多言語化につきましては平成30年の4定でも私同様の質問をさせていただきました。その際にも外国語を使用する住民等への行政サービスの多言語化を求め、その後オリンピック・パラリンピックの対応などで多言語化がしきりに叫ばれましたことも記憶に新しいところですが、そのレガシーは今どのように生かされているのかというのを伺いたいと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 市におけます多言語対応につきましては、市内3か所にある総合案内板や観光案内板を多言語化したほか、庁内案内用のリーフレット及び観光マップなども多言語化しており、現在も配布しているところでございます。東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に多言語化対応を行ったことで、外国人が安心して生活できる環境整備の一助につながったものと認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この30年の4定で伺ったときは対応していただいたのは、たしか山田課長だと思ったんですけども、その際に機械翻訳ですよ、商品名言って何なんですけども、ポケトークっていう簡便な音声の翻訳装置があって、それ課長、御自身で私物で用意もされるなどして、外国語を話されるような方がいらっしまったときに、そういうものも活用していたというようなことがありました。これ個人的な努力だけじゃなくて市の窓口全体として、やっぱりそういう必要あるんじゃないかということで、その当時伺ったわけであり

ます。

その際にあまり強調しなかったというか、ほとんど抜け落ちたんですが、私は今回改めてこれ取り上げたのは、手話も様々な言語がある中の一つとして、この多言語化っていうお取組の中に位置づけてほしいと、そういう趣旨で今日はこれ取り上げさせていただいております。

ここでは今年の9月に東京都では手話言語条例ができたわけでありましてけれども、聾者を招いた議員の自主勉強会を先日行いました。私も参加させていただきまして、この中でも条例、市の条例の制定ですとか具体的なサービス、支援サービスを拡充してほしいという要望をお話聞かせていただきました。この議会で他の議員からも、この件でタブレットによる遠隔での翻訳サービスなどの導入も求められていましたけれども、私は本当にそれはもっともな御意見だと思いました。

答弁では費用面での課題なども述べられて、これまでもそうですが、述べられていましたけれども、他市でも実施しており、到底手が届かないとまでは言い切れないのではないかとこのように思うんです。何よりも人権に関わる問題なんで、これはコスパで考えるべきことではないというふうに思います。この手話は独自の

言語体系を持っているということで、そのまま文字情報を送っても理解できない場合が、筆談等では理解できない場合があると聞きました。

例えば市が発した防災情報を例に取りますと、そのままではテキストでは理解できなくて、それが理解できる、ろう協の別のメンバーの方が、それを簡潔に翻訳をしてファクスで送っているということでありました。たまたまその方がいらっしゃらないと、そういった緊急の情報も伝わらないということで、不安だなというふうにお話をされていました。

これまさしく命に関わる問題となりますので、安心安全メールなどを送る際に併せてファクス送信、今日ではインターネットファクスなどもありますので、改めて回線も引く必要もない、安価にできるものもあるというふうに思うんですけども、こういったことができないか。

また、飯能市などでは、もう平成30年の私の質問の中のときにもう既にありましたけれども、聴覚障害者支援事業として遠隔手話サービス、先ほどのタブレットによる遠隔通訳ですね、また代理電話リレーサービス、こういったものが取り組まれております。こういったことなんかも可能なのではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 私からは防災情報に関してお答えいたします。

非常時に提供する防災情報におきましては、迅速かつ正確に伝わるのが重要でございますけれども、表現を平易にし過ぎますと、かえって市民の正確な理解に支障が生ずるおそれもございます。それから送信に時間的ロス、これが生ずるおそれもあるというふうに認識しております。

また、御提案のインターネットファクスでございますが、これは端末から送信した情報が紙媒体で市民に届くものでございますけれども、これを導入しても表現の平易化とは直接結びつかないというふうに認識しております。なお、市の防災情報につきましては、マスコミによってテレビからも提供されますので、ネット環境にない聴覚に障害のある方にも文字情報として伝達することは可能であるというふうに考えております。

今後も迅速性かつ正確性を確保しながら、簡潔で分かりやすい表現に努めてまいります。

以上です。

○障害福祉課長（大法 努君） 遠隔手話通訳や電話代理支援などのコミュニケーション支援の実施に当たりましては、タブレット端末を利用するものでありまして初期投資、さらに月々の費用も継続的に必要となりますことから、今後のさらなる市の厳しい財政状況が見込まれる中、障害福祉施策の事業費も毎年増えている状況もございます。そうした中で障害のある方々の多様なニーズにお応えするために必要となります財源の確保、そうしたものが必要であるということが課題であると認識しております。他市の取組状況を参考にしながら、調査、研究していくことが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 正確性ということであれば、確かにあまりその出す情報をいじくり回さないほうが良いという側面はあるんですけども、ただ伝わらないと話が始まりませんので、これ逃げてくださいますかね、避難所に行ってくださいとか、そういう話を想定して言われているわけであると思うんですけども、伝わらないとしようがないので、これはやっぱり正確性よりも分かりやすさということにぜひ重きを置いていただきたいというふうに思います。

現実に安心安全メールなどで出た情報をろう協のメンバーの方は分かるように訳して伝えているわけですから、これどういうふうに伝えればいいのかってことを聞けば分かる話なんで、ぜひそこら辺は考慮していただ

ればなというふうに思います。

テレビなどを見れば分かるよねっていう話は、ある意味でいうとそのとおりでありまして、私は前に防災情報の関連の質問をしたときに、MXテレビがありますけども、あれはもともと東京都が様々な行政情報を発信するときのためにつくったものだし、そういったものも含めていわゆる防災無線、音の無線だけでは伝え切れないことも多々ありましたから、そういったものの活用も含めて利便性を高めてほしいというようにお話ししたこともございます。

ただ、テレビ見て分かるでしょってことでいったら、そもそも防災無線要らないって話になっちゃいますから、そこは加減があるんだと思うんですけども、いずれにしても分かりやすい情報発信、工夫していただきたいということをお願いしたいと思います。

特に昨今では平成30年に質問したときよりもさらに技術が発展しているため、ローコスト化がずっと図られているということもあるかと思えます。インターネットファクスの話ちょっとしましたが、私も実は使っているんですが、今、月額980円ぐらいですかね——なんですけども、たしか前に質問したときは大体3,000円近くしていたもんですから、急速にその月々の費用も下がっていると。

それから、あとはちょっと変わりますけども、実はオリンピック・パラリンピックとの関係で外国から来たお客さんが急病になったときの特に希少言語ですよ。そういった翻訳に困るというようなこともあって、厚労省は今年の4月からなんですけれども、希少言語対応の電話翻訳サービスっていうものをつくってました。これは定額負担もなく30分話しても3,000円程度の利用者負担で済むということで、そういった努力も国のほうでもされているというようなことがあります。

今回は手話も含めて、こういった具体的ところで改善を求めるわけではありますが、根本には今、手話言語条例が市にないということが、この施策が十分展開できないことの一つの支障になっているんじゃないかなというふうに思います。そういったことから、この手話言語条例の早期の制定、ぜひお願いをいたしまして、この項につきましては終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、生活保護行政についてです。

今年の10月の消費者物価指数の統計、総務省統計局から発表されました。11月の18日付になりますが、前年同月比で3.6%増、40年ぶりの伸び率となったといいます。食料や電気代、ガス代の値上がりの影響非常に大きいと。これらは生活必需品なので、今の物価高は低所得者に特に厳しいと言えます。

当然平成30年に改定されたこの生活保護基準、しかもそれはこの間本来あるべき額よりも国が意図的に低く見積もったことがここ数年押しつけられていると、こういったことも裁判で争われ、この間その裁判の結果が出ております。大阪、熊本、それから東京、先日は横浜と、それぞれの地裁でこの生活保護基準の引下げが国の裁量権の逸脱になっているというような判決が次々出ております。こういった状況、こういったことも相まって生活保護世帯非常に苦しい生活を強いられているというのが実態であります。

ここで伺いたいんですが、今度2023年に生活扶助基準が改定されるということなんですが、当面続くとされる物価高にどうそういう中で対応、反映させるのか。また、反映されなかった場合、現実に困窮している世帯の暮らしをどう守るのが自治体の問題となってきます。市の見解と今後の課題について伺いたいと思います。

○生活福祉課長（青木一麻君） 生活保護基準の改定についての市の見解と課題についてでございますが、市長答弁にもありましたとおり、生活保護は国の法定受託事務でありますことから、市としましては国の審議等を

踏まえた通知等に従い適正に事務を進めていくことが必要であるという見解であり、課題として認識はしておりません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） そのとおりで生活保護基準そのものは国が決める基準ですから、ここは致し方ない、この数字でいくしかないということになるんですけども、一方で現実に困窮しているという実態も、個々にばらつきはあるんですが、実態はしばしば聞かれているところです。

そうなりますと、ひとつは法外で何らかの事業で救済するということもあり得ますでしょうし、やるかやらないかまた別の問題ですけど、そういうことだって可能性としてはあるでしょうし、またこれは生活扶助のところちょっと直接関わるかどうか分からないんですけど、例えば住宅扶助なんかですと、地域の状況によっては保護基準を上回る支給額になる場合なんかもあるんで、それ地域実態に見合わせて福祉事務所長が判断できるというようなことも以前に聞いたことあるんですが、いずれにしても何らかの手当てが必要というふうに理解をしているんですが、いかがでしょうか。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 今議員からお話がありました、例えば住宅扶助につきましても地域の実態に応じまして、市としては被保護者の方から御相談があった場合には、その東京都の基準等も含めまして、場合によっては特別基準という形で東京都のほうに確認を取り、その先に国の確認を取りついでということ決定なども進めさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 諸外国と比べるとこの家賃ってあんまり日本の場合は物価変動に直ちに連動しないところもあるので、今までは割とこう、何ていうか、変な言い方ですけど、安心していたところもあるんですけども、この間生活保護の申請を行う方にお話聞いてみると、単身者で今5万3,700円というのがこの地域の基準になりますけども、それだとなかなか借りるところがないと、単身者の場合まだしもなんですけども、多人数世帯の場合なんかだと実際借りるにしても、オーバーするというようなことが現象としては見られますので、いろいろこの間御配慮いただいている障害者の世帯ですとか、様々なところで御配慮いただいているのを、私お世話になった話聞いていますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次伺いますが、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、非課税世帯一律1世帯5万円というのが、せんだって制度もつくられて、早速給付の事務をしていただいているということで、大変これはありがたいことだというふうに、皆さんからも伺っているところなんですけども、前回同様の給付金の事務があったとき、確認書がなかったときがあったように聞いているんですけども、これは私は実務的にはあったほうがいいんじゃないかなというふうに理解しているんですが、これ事務上で言うと、これをやったほうがいいんだというメリットのようなことがありましたら、教えていただければと思うんですが。

○生活福祉課長（青木一麻君） 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についての生活保護世帯への給付手続についてでございますが、これ国がQ&Aを作成しておりますので、そのQ&A生活保護受給世帯の給付金受給の意思確認が必要というふうにされておりますことから、これを着実に実行できるよう一般の非課税世帯と同様に確認書により対応しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 承知しました。

次をお伺いしますが、年末年始の対応ということで、この間12月議会になると都度都度お願ひをしてきたと

ころです。この年末年始について、都からは特に何か事務連絡みたいなものは来ているのでしょうか。

○生活福祉課長（青木一麻君） 都の年末年始における生活困窮者対応についてでございますが、現時点では特に通知等は来ておりません。引き続き東京都の動向等を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 調べてみたら去年は12月の16日に東京都が発表しているんで、ちょっとまだちょっと数日先なのか、あるとすれば、同じようなことがあるとすれば数日先なのかなと思いますので、情報が入り次第、また対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

NPOなどが行っている生活困窮者支援の食料配布、池袋ですとか新宿ですとか、最近練馬の光が丘ですとか、いろんなところで取組されているんですけども、この食料配布などの利用者の数がここ2年、3年で急激に増えているっていうのが一つの特徴になっていると、参加されている方々から伺っております。

私自身も昨年の年末年始にネットカフェで寝泊まりしていた若い女性から、所持金が尽きたということで救援を求められる経験をいたしました。幸いお知り合いで支援をしてくださった方がいたんで、この年末年始何とか乗り越えることもできたんですけども、同様のケース多々あると思います。

また、別の事例では一昨年にサポートセンターであるTOKYOチャレンジネット、こちらのほうで街頭相談員に声をかけていただいて、おかげで生活再建に結びついたと、死なずに済んでよかったと、こういう感謝の声も伺っております。支援団体などからは、この情報提供遅くて対応に困っているというお話ありましたんで、都にもこういった情報を速やかに出して、支援の手、差し伸べてほしいということ市からも伝えたいということで、お願ひをしたいというふうに思います。

それから、あと事務处理的な問題になりますが、幾つか教えてください。生活保護は権利ですと明示するポスター掲示や、生活保護のしおりの記述の改善などの取組も必要とされておりますが、当市における考え方を伺います。

○生活福祉課長（青木一麻君） 市では市報や公式ホームページでの生活保護制度の周知のほか、公式ホームページ上に厚生労働省が作成しました「生活保護の申請を検討している方へ」という記事へのリンクを張るなどしております。また、生活保護の面接相談などで使用する保護のしおり、これにつきましては、なるべく分かりやすく平易な文章となるよう工夫しながら作成しております。

今後も引き続き、相談に来ていただく方や現在生活保護を受給されている方に分かりやすい内容となるよう、他自治体の有効な事例等も参考にしながら工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） それから、これもちょっとマニアックな話になっちゃうかもしれませんが、申し訳ないんですが、第三者行為に係る医療扶助の扱いと慰謝料の収入認定の考え方について教えていただきたいと思ひます。

これは実際に要保護者、生活保護受給者の方が交通事故なんかで遭ったり、あと犯罪被害なんかで遭ったりとかしたときに係る負傷など第三者行為と言われますけれども、こういった際の例えば交通事故の場合なんかですと、これに関する慰謝料などは本来他の傷病と切り分けるのは難しい後遺症の治療等などに対して一括して支払われる性格のものになるわけですけども、生活保護の制度ですと、以前は第三者行為に係るこの医療扶助の扱いと慰謝料の収入認定について、事故に起因する治療費や補装具の支出は医療扶助の対象外とされて自

費扱いにされながら、一方で慰謝料を機械的にほとんど収入認定されてしまうために、被害者になってしまうと一方的に不利益を被っていたという時期があります。

数年前から第三者行為に係る医療費も届出によって適用可能というふうに先日生活福祉課のほうで教えていただきまして、そういったことでは一安心という部分もあるんですけども、慰謝料の収入認定については、受給者の自立の助長に配慮したものにするように国から通達が出されているというだけで、あんまり具体的などころは示されていないんですが、通達の趣旨に沿った今後の対応もお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○生活福祉課長（青木一麻君） 第三者行為に係る医療扶助の扱いと慰謝料の収入認定の考え方についてですが、こちら生活保護の実施要領や生活保護運用事例集、こちらにも様々な記載がございますので、そういったことを踏まえ、個々の事案に応じて適切に対応しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 生活保護のところ、これ最後にしたいと思うんですが、生活保護の受給が確実に見込めていないと新規にアパートを借りることができない。一方で、その住所って言ったらいいんですかね、入居先があらかじめ決まっていなくて生活保護の申請ができない、こういう板挟みになる申請希望者のケースがございます。

こういった場合なんです、私たちは住まいは福祉という観点から、生活保護申請と同時にアパート入居をする支援の仕組みづくりが必要なのではないかなっていうことも思っております。具体的には、最近この地元の不動産業者の方々から少し聞き取りを行ったんですけども、そういった方々からお話いただいているのは、現に生活保護を受けている方の入居などもあり、様々なお世話もしているところなだけけれども、なかなか市とうまくやり取りがかみ合わなくて、もやもやしているというようなお話も伺っているんです。

そんな中で、今ほど申しましたとおり、生活保護受給に当たって様々な業界からの、業界からというか、不動産屋さんからも便宜を図っていただくような、支援を図っていただくような、そういったことも実際にはできるということも分かりました。そういったことから地元の不動産業界にも、ぜひ具体的な支援のところでは力を貸していただくような、そういう連絡のネットワークというか、そういったものが必要なんじゃないかなと思うんですが、そこら辺では何かこうの間何か名称とか、組織があるわけじゃないと思うんですけども、やり取りといったようなものがあるのでしょうか。

○生活福祉課長（青木一麻君） まず、生活保護申請と同時のアパート入居の仕組みについてでございますが、これ生活保護の申請前、あるいはその申請中の方について、保護の開始決定を市が事前に担保するという事は、これは不可能なことでありますから、そういった趣旨を含む仕組みをつくることは困難であると、そういうふうと考えております。

取組といたしまして、生活困窮者や生活保護受給世帯の入居支援につきましては、個々の事情や必要性に応じて、例えば、そえるであったりケースワーカー、こちらが不動産業者の相談に同行するなどしております。そういった必要な支援を行っておりますことから、今後も個別事情に合わせた適切な支援を継続していく考えでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） こういった生活が困難な、生活が困難じゃないですね、ごめんなさい、住宅に困難している方に対して、自治体が支援の窓口をつくっている例が幾つかございます。私こういった生活保護の申請の

必要があるような、ホームレスになっちゃったような方々の中では、八王子でお会いをした方がおられまして、そこは道の駅があるので、結構車上生活の方いらっしゃるんですね。

たまたま1件、そういった御相談いただいたものですから、八王子の市役所行きましたら、この八王子市では、市内の宅地建物取引業協会や不動産協会と市と社協が一緒になって居住支援協議会というものを設置して、住まい探しに困っている低額所得者や高齢者、障害者、子供を育成する家庭などのために、民間賃貸住宅の入居の支援をしているということを伺いました。

そんな話もこの東大和の不動産の会社の皆さんにもお話をしたら、東大和だってやればできるんじゃないかと、ある程度分かりやすい生活保護、ほぼ確実に受給見込めるなということが中身で、ある程度はつきり分かっているれば、それは保証会社なんかも含めて協力体制取れますよと、こういうふうに言うておりましたんで、ぜひ市で直接っていうふうになるか、そえるさんなどのお付き合いの中でや社協のお付き合いの中で、そういったところも地域の資源として、協力のネットワークの中に加えていただくと。形は何でもいいと思うんですけども、そういった地元の業者さんたちの御要望というか、熱意も伺いましたので、ここではそのことを紹介して求めたいというふうに思います。

生活保護の関係はこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、介護保険制度についてなんですが、ここではコロナ禍が続く、介護サービス事業者にも大きな負担がかかっているというふうに思われますが、市の認識を伺います。とりわけ相対的に介護保険利用時よりもサービス単価が抑えられている総合事業、これを行う事業者からはどのような声が上がっているかなど、現状認識について伺いたいと思います。今後要介護1、要介護2、こういった中度のと言ったらよろしいでしょうか、介護度の高齢者の方、こういった方々が市の総合事業に移された場合、サービス提供に支障が出ないのかということをお伺いしているんですが、市の認識をお伺いします。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護サービス事業者におきましては、新型コロナウイルスの感染者の発生等によりまして、厳しい職員体制で事業を継続されているものと認識しております。一方、総合事業を行う事業者から直接具体的な御意見はいただいておりません。

また、要介護1または2の方の総合事業への移行につきましては、国の社会保障審議会の介護保険部会におきまして現在議論されておりますが、現段階ではまだ検討段階であることから、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） ここではコロナ禍における高齢者介護という観点から少しお伺いしたくて、今ほど質問したわけなんですけども、先日多摩地域のある拠点病院で働いているお医者さんから、昨今の医療、高齢者を取り巻く介護、医療の状況っていうのを伺う機会がありました。この間でいいますと、病院でもコロナ対策、感染防止対策のために施設の改造など非常に高額のお金をかけるようなことが続きまして、例えば自腹で2,000万円も3,000万円もかけて陰圧室を造るなど余儀なくされたんですが、そこでは東京都からの補助も出な

いまま、持ち出しというようなこともあったそうです。

それから、看護、治療そのものも、診療そのものも、感染防止ガウン、こんなものを着るわけですけども、非常に通気が悪いんで大汗をかくようなものでして、看護作業などしながら本当に体力そがれるというようなことの中でもコロナ対策やっているんだというお話でした。

病院でさえそういう状況ですので、特に高齢者の施設ですと、もうそこまでもうやり切れませんので、クラスターの発生が特にここ1年前、第7波以降急増しており、とりわけ今年の夏の第8波では激増したということなんです。感染者の年齢別でも後期高齢者が6割近くに上がっており、その中央値で大体81歳ぐらいということで、このコロナ禍での医療と介護ってということが深刻な状態にいよいよなっているというお話でした。特に感染した高齢者が入院先を探そうとしても、病院のほうではベッド数に見合った人員しか確保できないため、施設にとどまったままにされるというケースも珍しくないということなんです。

オミクロン株の感染力がコロナ禍の初期の頃の2倍あると先生は見ているということで、介護スタッフの家族からの感染もあり、看護師のシフトも組めなくなるほど変転しているため、朝出勤してくるまで今晚自分が夜勤かどうか分からないと、こういうような施設も出てきているというふうに言います。こういった中でも施設とスタッフの使命感だけで何とか持ちこたえてきたわけではありますが、このようなときでも十二分に人をつける、こういうことを日頃からしておく、こういったことが必要であり、介護報酬や、また介護補助とは別に公費の支出などによる改善が必要なのかというふうに思います。

何とか持ちこたえてきたと言いながらも、実際には報道によりますけども、今年のこれは11月の半ばぐらいにNHKで報道したものでありますが、東京商工リサーチによると、今年の1月から11月15日までに倒産した介護事業者は全国で合わせて124件に上り、昨年の同時期の64件の2倍となっているということで、倒産の理由もこのコロナ禍で利用者の回復も鈍い中で食材費や光熱費、介護用品など、どんどんコストは上がっていくと、こういう中で御苦労されているということでありました。

先ほどお伺いしました総合事業については、もともとやっていた旧制度に対して、やることは同じなのに単価が下がってくるというようなことがありましたので、これが要介護1、要介護2というところまで攻めてこられたら、もう本当に事業成り立たないと、誰が介護をするのかと、こういう問題になっているということで、このことをお伺いしました。これはまた後のあることなんで、引き続き、また別の機会にお伺いしたいというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、大項目4の米軍横田基地・陸上自衛隊立川駐屯地でのオスプレイの飛来及び飛行訓練等による市民生活への影響についてお伺いしたいと思います。まずこのオスプレイなんですけども、クラッチの故障による全機運用停止ということがありました。その問題が解決されているかどうかは定かでないまま、米軍のほうでは訓練が再開となっていると。住宅地付近での低空飛行など危険な状態が放置をされております。

当市の上空での飛行訓練の情報収集などや、また周辺住民に対する説明、これ防衛省はやらないとは言っているんですけども、そういったことは必要なんではないかというふうに思うんですが、市の認識はいかがでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） オスプレイについてでございます。

まず、米軍の横田基地のオスプレイの飛行経路につきましては、防衛省から公表されている資料によりますと、横田基地の既存の飛行経路を飛行することと、米軍から説明を受けているというふうになされてございます。この経路につきましては、当市上空は入っていないということになってございます。

また、陸上自衛隊のオスプレイにつきましては、防衛省の説明によりますと、立川飛行場の既存の飛行経路を飛行するというふうにされており、当市におきましては南端の地域が上空該当しますことから、このあたり今後情報収集を続けてまいりたいと思っております。

また、市民の皆様の御説明につきましては、立川基地の周辺8市によりまして要望を行った中で、防衛省のほうから周辺住民に対する情報提供をしてほしいということで、要望も上げさせていただいております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 8市での要望書につきましては、速やかに対応していただきましてありがとうございます。この場で改めてお礼申し上げたいと思います。

11月の8日の参議院防衛外交委員会で我が党の山添拓議員の質問でも、この問題取り上げたんですが、2013年2月から22年の10月までの間に報道されたオスプレイに関連する事故は35件に上っています。その多くは米軍機であります。自衛隊機についても2020年6月に飛行訓練中に警告灯が表示されたという例もありました。

11月の17日になりますが、日本共産党の都内の議員団ほか関係住民が参加した防衛省のレクチャーがありました。ここでは上林真佐恵議員がこのレクチャーにも参加しているんですけども、後で報告を聞きましてところ、このレクチャーによれば、立川駐屯地における離発着の技能訓練等のオスプレイの飛来は月数回というふうに防衛省の通知からではありましたが、事前協議では月50回以内としていると、こういう非常に聞いている話と随分違うなど。報道では月1回程度というふうになっていたんですが、実際こういうことだという話も出ていました。

それから、木更津駐屯地との間を行き来する経路も、場周コースっていうんですかね、なるだけ人気のないところを飛ぶわけでありますが、木更津駐屯地を出て横浜、鶴見川、多摩川沿いを飛行して立川駐屯地に至るとしているんですが、当然のことながら市街地に近づけば病院もあります。それから住宅街の密集地の上空ということで、何かあったときに危険回避することは非常に難しくなるということでありまして、またこのルートも一般的にはこうだけでも、パイロットの判断であらかじめ示すことは必ずしもできないという話もありました。

時々東大和の上空も、私、奈良橋に住んでおりますけども、これ多分米軍機だと思うんですけども、機影を割と高いところで見て、音もそんなに、高いところですからね、そんなにすごい音してはいたわけじゃないんですが、機影で、ああ、オスプレイが飛んでいるなということを見かけることがあります。

最近でも米軍のオスプレイのエンジンとローターをつないでいるクラッチの不具合によって、今年の8月から全機運用停止となって、木更津駐屯地に配備してありますV-22についても一時運用停止しました。その後9月から米軍が訓練を再開したことから、木更津駐屯地でも運用を再開しましたが、米軍はこの故障を前提にした飛行訓練をしているということで、問題の解決はいまだにされていないということが、所与のものとなっているということなんです。機体が不安定になるために、本来基地上空で行うべきな固定翼モードから転換モードへの切替え、これについても本来は基地の上空で行うべきところが、場周ルート上でやっているというのが実態になっているということです。

防災拠点となる立川では、大規模災害に備えた必要不可欠な訓練だと言われたが、周辺住民からは、頭では分かっても体が追いついていかないという、こんなお声もありました。離発着訓練を行えば、その騒音、振動が問題となりますし、横田基地でのオスプレイのホバリング訓練、これ深夜の9時半、10時と、こういった時間帯にも行われているということで、武蔵村山の市民の皆さんの被害状況も大変深刻ということも伝えられて

おります。当然、この立川飛行場についても、この飛来が密になれば同様の心配も出てくるわけであります。

災害地への輸送訓練とされている機動展開訓練については、防衛省は佐世保で行っているような軍事作戦に当たるような人員物資の搭載の訓練は想定していないって言うんですけども、何が軍事に当たるか分からないと同時に言っていました。横田基地で行われているような米軍との合同訓練まで行うようなことにならないかと案じられております。

このオスプレイというものは、なぜここで、日本で使われているのかということになるんですが、外国または国際機関に対して米国政府が装備品等有償で提供する制度、FMSというのは最近よく聞かれますが、有償援助と訳されていますけども、これFMSの頭文字を取っているんで、元はフォーリン・ミリタリー・セールス、つまり海外への武器販売だということになっています。

2012年から2020年までの第2次安倍政権下でこれ急増しております、この間の累積額3兆2,285億円に上っています。オスプレイの導入もその中の一つであります。実際のニーズから出発した導入というよりも、購入額の消化ありきの導入であるということが指摘をされております。米国の武器輸出管理法に基づいて契約価格、納期は見積りであり、米政府はこれにこだわる、これらに拘束もされない、代金は前払い、米政府は自国の国益により一方的に契約解除できるという、不公平な条件を受け入れる国のみ武器を提供する、米政府の武器売買システムとなっています。

このオスプレイの導入と運用が災害対策など国民の真の必要性から生じたものでなく、アメリカの武器輸出産業の必要性から生じているものであることは、自衛隊の高級幹部の方々などからも指摘がされているところです。周辺住民の安全をかえって脅かすような欠陥機の運用はやめるべきだと、国に求めていただきたいことをお願いしまして、この項目は終わりにしたいと思うんですが。

ちょっと言い忘れた、すみません、閉じようと思ったらちょっと言い忘れましたが、実は今朝のニュースでは、首相が防衛費の2023年度からの5年間の総額を指示をしたという報道が出ました。43兆円規模となり現行の1.56倍へとすさまじい軍拡になっています。歳出見直しするだけでは到底これ追いつきません。現在の物価上昇は消費税率にして約3%に相当していると言います。そこに軍拡による増税となれば、国民生活自体成り立たなくなります。

防衛省予算以外にもあらゆる手段を用いてというふうに防衛省の文書の中で言っていますんで、これら関連予算も含めると年間の防衛費関係の支出は年約11兆円にも上るとされておりまして、しかも専守防衛を投げ捨てるような総合ミサイル防衛という非現実的なシナリオさえ出ているということで、ちょっと長くなりましたけども、大変憂慮しております。

以上、この件については申し上げたいというふうに思います。

次、行かせていただきまして、大項目の5になります。気候危機対策とまちづくりについてです。

先ほど御答弁、他の議員の方の答弁に対しても地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定については、令和6年度中の策定に向けた準備をされるというお答えがありました。これ大いに歓迎したいというふうに思います。環境に関する自治体の計画づくりは、ともすると大手コンサルタント会社が計画をつくった後で、市民に浸透せずそのまま、たなごらしになるということが起こり得ます。市民と共につくり上げていくことで、計画がつくられた後も実効性があるような取組を進めていくということを希望します。

そのために以下幾つかお伺いしたいというふうに思います。

まず、先月行った市議会の市民の声を聴く会でも、市民の方から、この地球温暖化対策実行計画（区域施策

編)に関する意見が出されましたので、少し紹介しながら伺いたいというふうに思います。

この方から資料提供もいただきまして、独立行政法人産業技術総合研究所の主任研究員の歌川 学さんの研究によれば、東大和市内の産業、家庭、その他の部門で1年間の光熱費の支出総額は、2019年度段階で推計で約130億円になるというふうに計算できるそうです。現在はエネルギー価格が高騰していますので、これよりもさらに増えているというふうに思いますが、そのほとんどは外国などの地域の外から石油や液化天然ガス、石炭などを購入によって賄われるものでありまして、130億円の富が域外流出をしているということになります。

省エネルギーと自然再生エネルギーの普及を進めることで、この支出が少なくなるというわけではありますが、その浮いたお金が域内で循環されることで経済を活性化することにつながると。特に東大和の場合、工場が比較的少ないため家庭部門の比重が大きく、CO₂排出量で見ると約4割を占めているそうです。自明ではありませんが、市民の自発性とそれに基づく協力なしには計画が進まないということはいずれも分かります。

さて、そこで問題となるのは投資に見合うリターンが得られるのかどうかということが、政策判断、また住民の方がこの計画に乗ってもらえるかどうかの大きな分かれ目になることと思います。これまでも市は利便性を向上しつつ、エネルギー消費量の削減とランニングコストの削減を両立させる課題の一つとして、街路灯や公共施設の照明のLED化を実施してきましたが、その効果についてこれまでの実績をどのように評価しているのかを伺います。

○環境対策課長(梶川義夫君) 照明のLED化の評価でございますが、LED照明につきましては消費電力が少なく、その分CO₂の排出量も削減できる効果があるというふうに認識しております。第四次東大和市地球温暖化対策実行計画におきましても、柱の一つとなっているところでございます。本計画に基づきまして、この効果と評価につきまして今年度から導入実績を集約しまして、効果を年度ごとに把握してまいります。

以上でございます。

○5番(森田真一君) これやった直後に他の議員の方がこの関連の質問をなさっていて、市長答弁にあったんですけども、これは多分見込みってことだと思うんですけども、「街路灯のLED化による効果についてであります。市内の全ての街路灯をLED化したことによりまして、二酸化炭素排出量削減量はおよそ7割と見込まれ、低炭素型社会構築に向けた取組に寄与できたものと考えております。また、電気料がこれまでのおよそ3分の1に節減されるとともに、街路灯修繕費につきましても、およそ8割程度の減になるものと見込んでおります」というふうに報告をされておりますので、実際のどうなっているかっていうのをまたこれからまた調べて教えていただくということになります。こういったことから、こういう新しい技術取り入れて省エネ化していくということが大事なのかなと。

そのためには必要な投資を行っていくことも必要ですし、またこの答弁から得られるのは、浮いたお金を投資に回せるということになりますので、そういったことを重視して進めていただく必要があるかというふうに思います。こういったことを行うことによって、ここ10年以内に二酸化炭素排出量を半減させることができれば、この130億円、市内で域外流出している富が家庭、また企業の懐に残るということになります。

ちょっと具体的な話になるんですけども、経産省が消費者や家電販売店向けに公開している省エネカタログってのがあるそうです。これを紹介するだけで販売店では多少高額でも高性能の商品を買っていただくことができ、消費者は省エネによるコスト回収が数年でできると。CO₂排出量の抑制にも当然つながると、三方よしのものなんだと、これ普及していくことがメリットになるというようなことも、この先生から伺いました。

それから、太陽光パネルの設置に対する市独自の補助制度創設、私どももこれまで求めてきましたけれども、同時に戸建ての住宅に住んでいない方も参加できるように、自然再生エネルギー由来100%の電力契約を容易に選択できるようになってきておりますので、こういった情報提供ということも有用だと思います。私ども日本共産党の都議団が先日各自治体にアンケートを取りました、この問題で。そうしますと各自治体様々な取組をしているんですけども、狛江市などはこういった電力契約の変更の情報提供なんかも行っているというふうにお答えになっていました。

それから、これも以前からあるんですけども、自治体が音頭を取って全国に向けて発信している緑のカーテン運動っていうのがあります。夏の電力需要を抑えつつ、緑や食への関心と相まって楽しみながら誰もが参加できる、取り組んでいる、これ息の長いものとなっております。

それから、市内では屋根貸しによる太陽光の市民発電所づくりに取り組んできた方々は、具体的な計画づくりのノウハウなども持っています。防災分野やごみの削減では、市は既に官民協力によって事業を進めてきた経験も持っています。

この紹介した専門家、歌川 学さんも研究の傍ら、他の地域からもアドバイザーとしていろいろな助言を求められるということもあり全国歩いているそうではありますが、お声をかけていただければ、いつでも協力をしますよと、こういうようなお話もされております。この方に限らず、今こういう市民と一緒にいろいろな研究成果を発信している学者さんたちが、あちこちにいらっしゃるといこともこの間分かりました。

自明ではありますが、市民の自発性とそれに基づく協力なしには、この計画は進まないというふうに思いますが、これもう役者がそろっているということで、市民の力借りていただくようにこの施策、展開してほしいというふうに思います。これ要望として申し上げておきます。

それから、次に車社会を脱して、徒歩、自転車、公共交通などで不自由なく生活ができる、こういう地域づくり、公共交通ネットワークづくりが必要なのではないかとということなんですけど、ここでも要望しておきたいんですが、要望しながら伺いたいんですが、現在試行運転をしているコミュニティタクシーは狭隘な道路に入れないため、本当に必要としている地域のラストワンマイルを残しているということが課題になっているのではないかと思います。結果として高齢者等が自家用車に依存せざるを得ない状況が続くと思われま

他の方の御質問では、今よく言われますMa a S（マース）、こういったことにも触れられておりましたが、杉並区ではこの11月にまちづくり基本方針を修正して、脱炭素化に向けた全員参加の取組を位置づけ、鉄道、バスなどの公共交通と徒歩、自転車や新型小型自動車を使用した、新たな医療サービスを含めた交通ネットワークの最適化を行うことを目指す実証実験を始めました。

また、香川県観音寺市の伊吹島って読みますかね、小さな島なんですけど、ここではやはり狭隘な生活道路や急坂といった独特の地形に対して、バン型の車両ではなくて4人乗りの軽自動車を利用して、ドア・ツー・ドアに近い形でコミュニティタクシーを実現しているといえます。

この東大和でもこの間第三次地球温暖化実行計画や、また第二次環境基本計画で公共交通の充実による低炭素型都市づくりについて触れているところではありますが、我が市でも同様の事情があって、本来事故リスクなどから利用を望まない方が過度に自家用車の利用に依存しなければならぬ状況を改善するために、これらのような取組が検討されるべきではないかと思うんですが、市の認識を伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 第二次東大和市環境基本計画にもその推進施策の一つといたしまして、地球温暖化防止対策の推進の中に公共交通の取組というものもござります。これらの取組についても、市といたしま

して今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 先ほど議員から御紹介ありました香川県の事例でございます、軽自動車を用いたコミュニティタクシーにつきましては、本市とは人口や公共交通の整備状況等の前提条件が大きく異なることにより、そのような形態が取られたものと認識しております。本市においては1便当たりの乗車定員が少なくなることなどから、その対応として追走のための予備車両及び予備運転士が必要になるなど運行経費が上昇し、持続可能な運行がさらに困難になるものと認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） これあんまりやり過ぎると事前通告していない公共交通の話になりますので、ほどほどにしておきますけれども、これ実は湖畔の皆さんが今なぜか大注目されたネットニュースがありまして、日本一急な坂道、最大勾配37%が実は東京にもあると。こういうネットニュースが出たんです。全国に非常に狭くて条件の悪い道で酷道、過酷の酷を書いて酷道って、そういうあだ名をつけられるような道があるんですけども、実はこの酷道が東京にもあったと。それは東大和の湖畔にあったんだという話がニュースに出たんです。

小さな記事だったんで、私は誰も見ていないかなと思ったら、結構湖畔に行きましたら、みんながどういわけかそれに注目をしております、ああ、やっぱり関心が強いんだなというふうに思いまして、こういった特殊な、全国的に見ても特殊な事情がある自治体で、やはりこの公共交通の問題についても、特にこういう条件の悪いところにどう手当てするかということが求められているものだと思います。そういったことと地球温暖化防止ということと組み合わせ、ぜひ考えていただければなというふうに思います。

それから、次伺いますが、平成26年8月に国土交通省都市局都市計画課が発表した「都市構造の評価に関するハンドブック」というものがありますが、高齢者が徒歩で移動できる距離500メートルを目安として、まちづくり、都市空間形成の一つの基準としており、実際にそれを生かした公共施設配置計画をつくっている自治体もあります。中学校区を下駄履きの生活圏と見立てたまちづくりを提唱する方も過去にありました。このような観点から公共施設の在り方、配置などの在り方を改めて見直している自治体も出てきています。

本市では第九小学校を廃止して第七小学校に統合するという計画、先ほど尾崎議員からもちょっとこの点触れましたけれども、こういった計画が進んでいくわけですが、これ九小と七小って、距離どれぐらい離れていますか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 第七小学校と第九小学校の距離でございますが、道のりで約600メートルと認識しております。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時27分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 九小と七小、約600メートル離れているってことで、私もグーグルマップで検索してみたら、多分経路検索なんで、直線距離にしたらもうちょっと短いと思うんですけども、大体それぐらい離れるということで、先ほど国土交通省のハンドブックの500メートルということの一つの物差しにしますと、それ

が倍になると、場所によってはそれは倍になるということもあります。

こういったことに配慮をした、公共施設の配置の距離に配慮したケースでいいますと、北海道の上士幌町とお読みするんですかね、ここでも以前公共施設等の配置計画の整備方針をまとめたときに、役場を中心に半径400メートル以内に交通拠点やレクリエーション施設、学びの拠点などを集約するっていうようなことを計画したことがあるそうであります。やっぱり歩いて行けるまちづくりってことが大事というふうに、これからなっていくのではないかとというふうに思います。

公共施設の建て替えのときに断熱性の向上や太陽光パネルの設置などによって、エネルギー効率が上がるということはもちろん期待をしているところです。ここでは同時に、一般に公共施設の配置の在り方が問われるときに、ともすると国の示している床面積2割削減ですとか、また財政問題ばかりが前に出て、そこに目を奪われてエネルギー消費の削減ですとか、徒歩による生活圏づくりといったまちづくりの観点がどうしても後景に追いやられてしまう嫌いがあることから、これらの点についてもぜひ配慮をしていただきたいということをお願いをして、この項目を終わりたいんですが、ごめんなさい、1個言い逃した。

先ほどもちょっと触れましたけど、この12月の5日に日本共産党都議団が都内62自治体の気候危機対策のアンケートを行った結果を発表いたしました。全体としてI P C Cが示した2030年までに2010年比で45%削減するという目標から、大きく立ち後れているということが分かりました。

類似団体の狛江市などでも省エネ機器設置補助だけではなく、さきに述べた自然再生エネルギー由来の電気プランのPRによる家庭での再エネへの切替え、こういったことを示して、住民が参加をして省エネと、それからこの気候危機対策、ごめんなさい、CO₂削減ですね、こういったことを進めていこうということが必要となってきますが、このときに住宅、事業所の省エネ機器設置への補助事業が23区では83%となっているのに対して、26市では58%と、ここでも多摩格差が顕著に現れているということも分かったそうであります。都のこれらの施策への支援も求めつつ計画を前に進めていただきたいということをお願いしまして、この項目を終わりにさせていただきます。

続きまして、最後になります、公共施設等総合管理計画等と市財政への影響について伺います。

ここでは資料要求いたしまして、令和5年度以降に実施が見込まれる施設系、インフラ系を含む公共施設の工事のうち、起債を伴う主な事業について、その事業名や実施開始年度、また事業総額と起債時に必要と見込まれる財源及びその額の一覧という資料を作っていただきました。大変お手数だったと思うんですが、資料を作っていただきまして、ありがとうございました。

それでは、それなどに基づいて伺いたいというふうに思います。まず基本的なことから伺いますが、市が公共施設等を建設を行う際に、なぜ起債をするのでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） まず、起債の関係でございますが、まず地方財政制度におきまして、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないとされているところでございますが、建設事業など将来の市民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合、あるいは災害など臨時的に多額な出費の必要がある場合には、地方債を経費の財源とすることができるものでございます。当市におきましても、公共施設の改修等につきましては、この考え方に倣って起債をしているところでございます。

なお、起債をするに当たりましては、ほかに特定財源があるか、償還に当たり、より有利な交付税措置があるか、地方債残高が幾らか、義務的経費となります公債費の償還額が幾らになるのかなどを検討しまして、借入れすることとしているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） それでいつも御苦労していただいているんですね、本当ありがとうございます。一般に起債を行う、もうちょっと平たく言いましょうね、市民に分かるようにと思いますので、一般に借金をするときに頭金として一般財源を用意する必要がありますが、事業の規模に対してその割合というものはどういふふうに決まるものなのかってことを教えてください。

○財政課長（鈴木俊也君） まず、該当する事業を実施するに当たりまして、借入れを行うことよりも補助金等を活用するほうが有利であることから、国や東京都などからの特定財源が活用できるか、まずこちらを検討しているところでございます。

続いて、残る一般財源に対しまして、ほかにも財源がないかなど、可能な限り特定財源の確保に努めており検討をしているところでございます。このような進め方であることから、頭金としての一般財源を用意するために金額や割合を算出するというようなことはしてございません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この頂いた資料に示された令和5年から7年までの事業の事業費の総額に対して、これのうちの一般財源、これ幾らになると見込まれるのでしょうか。また、起債充当率って個々の事業で決まると思うんですが、この全部を合わせるとどういうことになるのかっていうのを教えてください。

○財政課長（鈴木俊也君） 資料におけます一般財源の総額でございますが、それぞれの事業費から特定財源を除いた3か年の合計額、こちらについては約2億2,600万円でございます。

また、起債の充当率についてでございますが、取り組む年度や、またおのおの事業内容によって異なるものでございますが、主に75%から90%になるものでございます。特定財源が確保できる事業については、より有利な条件があるものを活用し進めているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） これ頂きましたんで、総額のところがちょっと書いてなかったんで自分の手計算で、もちろんやりましたけども、見ますと、総額に対して借金で起債をしたものが事業費の全体9割ということになっていました。

個々の事業をやっぱり見てみますと、これこの3か年は教育関係の施設だとか、そういった、あとインフラでは下水道ですかね、そういったものなんかほとんどでしたので、この3年間でいうと、ひっくるめて起債充当率ということでは90%、つまり、ごめんなさい、ちょっと雑な表現になりますけど、先ほどから言われていますけど、頭金っていうことで言うと1割はまず用意しておかないと、この事業進まないよということになっているわけでありまして。

頂いたこの資料に示された令和5年から7年までの事業の中では、学校関連では小学校体育館照明工事と小・中学校体育館トイレバリアフリー化工事以外の記述がないんですが、学校の建て替え、これから約12年間で連続して行われるというふうに御説明いただいているところですが、これいつから含まれるようなものなのでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） こちらの資料につきましては財源の検討を進めているものとして、令和4年11月に作成をしました東大和市実施計画を基にして作成をされているものでございますので、現在見込まれている起債を伴う事業としましては、こちらの資料のとおりとなっているものでございます。以降の財源等の検討というのは、現在まだ進んでいるものではございません。

○5番（森田真一君） 私もちよっと分からないなりに調べてみましたが、この小・中学校の建て替えなどの場合、この間、市の御説明では目ぼしい補助金とかは得られそうもない、今のところ見込みがないので、基本的には全部市税等で賄わなければならないと、まずこういう御説明があつて、この事業の性質で起債充当率決まるということなので、学校関連などについては起債充当率90%ということで、先ほどのこの3年間と同じように、額のボリュームは全然違いますけども、同じように12年間、約330億円、耐用年数の途中の年度で更新するものも含まれてくるんだと思いますけれども、それもひっくるめて330億円、このうちの33億円は向こう12年間に合うように用意しておく、正確に言うと22億円になるかもしれないけど、ひっくるめず、33億円が用意しなければ、しておかなければならない、そういうお金ということであるかと思えます。

これは小・中学校の建て替えっていうのは建築系のインフラ、ごめんなさい、建築系の施設の6割近くを占めるということなんで、ここが一番このお金がどうなっていくのかってことが、この公共施設管理計画との関係で重要なところなんだと思うんですけども、330億円、これ単純に法定耐用年数47年で割ると、ちょうど7億円ということになります。

7億円ということになりますが、そこで次伺いますが、今年の決算委員会での基金積立額の考え方に対してどうんですが、決算委員会での基金積立額の考え方に関する市長の答弁についてお伺いしたいというふうに思っています。市長は、財務諸表にある減価償却費相当の額を毎年公共施設設備基金に積み立てることが必要だと答弁をされておられました。なぜその額が適正となるのかということをお伺いします。

○企画財政部長（神山 尚君） 公共施設の更新につきましては膨大な事業費を要しますが、仮にその事業費の多くを起債で賄おうとすると、今後の財政運営が大変危険な状態になるというふうに考えております。起債すれば当然利子負担が発生し、利子も含めた膨大な償還額が将来市民の重荷となってくるというふうに考えてございます。

公共施設の更新の財源を検討する際に最も大切なことは起債ではなくて、まずは返済不要の財源の措置を考えるべきだというふうに思っております。返済不要の財源と返済が必要な起債をバランスよく充てて事業を進めていくということが必要でございます。そして、ここで言う財源、返済不要の財源とは、国や東京都の補助金と市が積み立てている基金の2つでございます。国や都の補助金は現在見込めておりませんから、現時点で頼れるのは基金のみということになります。

建築系の公共施設だけでも約940億円の費用が見込まれておりますが、こうした公共施設の更新を計画的に進捗させるには基金を取り崩し、工事費に充てながら、基金が枯渇しないように、またどれだけ積立額を補充していけるかにかかってくるというふうに考えてございます。当面は学校12校分の更新、長寿命化工事を何とでもやり遂げる必要がございますが、そのためには今からなるべく多くの額を積み立てておく必要がございます。このような考えを民間の減価償却費を取り上げて御説明したというものでございます。

以上です。

○5番（森田真一君） 市もここ数年は貸借対照表で財政状況を表現するというふうに変わってきているんで、重要な点を御指摘されているのかなと思ったんで、この点については注目をいたしました。

私も会計そんなに得意じゃないですし、簿記の資格を持っていないんで、あまり偉そうなことは言えないんですけども、一般に減価償却費っていうのは現金での支出がない、ここでは行政コスト上の計算上で把握をされるイマジナリーな経費と言えるわけです。起債をしていますから、実際に支出される現金というのは、この減価償却費の金額ではなくて借金の元利償還分がその年々に出ていくということになります。

一般にこの初歩的な会計のテキストなんか見ますと、減価償却費から借金の元利返済分を差し引いたお金、これはちゃんと手をつけなくて、利益だと思わないで取っついてくださいよと、こういう説明がよくされています。令和3年度決算の値でいうと、元金返済分と減価償却費の額がこれ総額になりますからちょっとあれなんですけど、ほぼ、釣り合っている数字になります。今後今よりあと幾らぐらい追加でお金が出ていくのかということが、ためておくべき最低限の基準になるのかと思うんですけども、公共施設管理計画でインフラ系の維持、管理、更新費用の見込み、これは向こう10年間で年平均を見ると、年平均17.8億円となっています。

平成30年度から令和3年度の歳出で公債費、現に返している借金と利息、これが16億円から大体17億円で推移していますから、さきに示した学校の建て替えに係る年7億円ほどの追加負担の心配するっていう、ここは理解ができることだと思うんです。しかし、減価償却費を目安にして毎年15億円近くため続けなければならないというのは、これはつじつまが合わないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 今後市税収入が減少し、社会保障関係経費をはじめとする歳出が増加していくものと想定している中で負担を先送りすることは、将来の子供たちに、その重荷を負わせるということにもつながってくると考えてございます。多額の事業費に対し国費、都費が見込めていない大変厳しい状況にある中、基金積立ての充実というのは非常に重要な要素となっております、そのことを減価償却の考えを取り上げて御説明したものでございます。

公共施設の更新費用を起債に求めるのか、または減価償却分として積立てに求めるのか、二者択一の議論はさほど意味があるというふうには考えてございません。現時点では基金と起債をバランスよく活用していきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○5番（森田真一君） 一般に自治体が公共施設を建設するときには、私企業と異なり無借金で取得するということはまずあり得ません。また、限られた財源の中で起債に必要な一般財源以上の額の財源を確保しようとするれば、その分その年のほかの市民サービスに充当するべき必要な財源に手をつけるということになるかもしれませんし、さもなければ新たな税外収入を増やそうと、こういうことになるものかと思えます。

市が公共施設管理計画を表した時点での将来予測のうち、物価変動や近隣の動向など、その時点では予測不可能だったファクターがあり、責任ある立場から最も困難なシナリオを選択して、厳しい条件で今後の計画をつくってきたということ自体は、私は市の努力というふうに理解をしております。そういう評価をしております。

しかしながら、この間の市の行財政運営を振り返って、これあえて一言で言うならば、子育て日本一を標榜していた東大和市が、今、市民負担増の三冠王になったと、こういう言い方もできるのかと思えます。

と申しますのは、26市で比較して際立つのが下水道料金は一番高いと、これは市の議会答弁からも明らかです。それから家庭ごみの手数料、袋代も一番高いと、これは同率で12市が同額となっておりますけども、市町村自治調査会の資料を見るとそうとなっております。それから国保税、これについても一番高いというふうに言っております。これは八王子とほぼ肩を並べているような感じなんですけども、夫婦共働き所得443万円、子供2人の場合の世帯で比較すると、26市の中で東大和の国保税が一番高くなるということが、最近の国分寺市の国保連協の協議会の資料でもインターネットで閲覧できるところです。

この間の値上げを続けてきた市税以外の負担が群を抜いているということがここでわかります。ほかにもこの間は自転車駐輪場の有料化などを挙げられることもあるかもしれません。今のままではこの際限のない負担

が続くと、この15億円ということを目安にすれば、そういう危惧を持っております。

決算特別委員会では企財部長御自身も、基金の積立ての考え方については、ただためればいいというものではないと、適正な行財政管理の努力が必要であるということをお答えされておりました。今ほどなるべく多く積むってような御発言もあったけれども、基本的にはこの範囲でただためればいいというものではないということは前提でおっしゃっているものというふうに、私は受け止めたいというふうに思います。

市長は、この13億円っていうのは今年のあれですね、基金の積立額になりますけども、13億円プラス数億円の積立て、毎年必要だという認識をお示しになりましたが、さきの質問から、果たしてそこまで必要なのかという疑問が湧いてきます。その差が1億円、2億円と違っただけで施策展開に大きく影響する、当局ではもう本当に1,000円単位で切り詰めて、どうやってやっていこうかっていうことを常に考えていらっしゃるということも伺っておりますので、そこではどうやって精密に見ていくかってことが大事なところだと思います。この点からも緻密な試算も示して、市民に適切な情報公開を行うことが何よりも肝要だと思います。

私が心配しておりますのは、先月の下旬の報道にもありますが、国立病院機構等でコロナ対策の病床確保を進める補助金を将来の設備投資のためとして、基金に積み立てておいたお金が財務省から防衛費の増額の財源として目をつけられたということが報じられたということです。過去には基金の積み上がっている自治体の地方交付税を減額しようという国の動きもあったことも思い出しました。爪に火をともしように、心ならずもこれまで続けてきた施策を削ってようやく基金を積み立て、予定どおり積み上がったとしても、結局は国が進めている防衛費増額のための財源に召し上げられると、こういうことになりかねないということを指摘しておきたいというふうに思います。

市はコロナ禍の当初の議会に対して、今後市税収入が減るからとして様々な施策の廃止、縮小を示しました。しかし、今議会では当初予算で大きく上回る市民税の増収があったとして、補正予算も組んだところであります。4年目に入ろうとするコロナ禍に追い打ちをかけるように、この間の物価高騰とが相まって、痛めつけられている市民の暮らしに応援の手を差し伸べることが今必要です。

10月31日に開かれた臨時会では、非課税世帯や子育て世帯への臨時的給付金も示されましたが、残念ながら今議会ではこれらの支援策は示されませんでした。党市議団は先日市に緊急に要望書を提出しまして、市民の暮らしを応援する施策を求めたところであります。コロナと物価高騰にあえぐ市民の暮らしを守るために、市の独自財源も生かして積極的な施策を展開していただくことを求め、私の一般質問を終わります。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔8 番 中村庄一郎君 登壇〕

○8番（中村庄一郎君） 議席番号8番、中村庄一郎。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1といたしまして、感染症に対する危機管理について。

①といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策の事業継続に関する3年前の感染発生から現在までの取組について。

②といたしまして、これまでの取組に関する課題と対応について。

③といたしまして、今後発生する可能性のある新たな感染症に対する危機管理について。

大きな2番といたしまして、自然災害に対する危機管理について。

①といたしまして、震災や風水害等の自然災害に対する市の危機管理の取組について。

②といたしまして、市民の危機管理意識の醸成のための取組について。

③といたしまして、危機管理意識の醸成のための消防団との連携について。

以上、再質問につきましてはは自席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔8番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症対策の事業継続に関する取組についてであります。市では令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまでの間新型コロナウイルスに関する情報共有を図り、感染症対策としての市の方針を策定し対応してまいりました。感染が拡大した非常時の事業継続に対しましては、感染状況に応じた対応が適切に実施できるよう、市の事業継続計画に基づく優先業務等の精査を行い、非常時に備えております。

次に、これまでの取組に関する課題と対応についてであります。新型コロナウイルスにつきましては、ウイルスの変異に伴う流行のピークが繰り返し発生し、国及び東京都の対策方針に基づき、変化する感染状況に応じた対応を実施してまいりました。具体的には市民の皆様への新しい生活様式・日常の定着の呼びかけ及び外出自粛等の協力依頼、市におけるイベント等の対応、小・中学校や社会福祉施設での対応、職員の勤務体制、ワクチン接種の着実な推進などを行ってまいりました。

次に、今後発生する可能性のある新たな感染症に対する危機管理についてであります。感染力が増加する新型ウイルスはおおよそ10年から40年の周期で発生すると言われておりますことから、新たな感染症は今後も発生する可能性があることを認識しております。

今後におきましても、これまで実施してまいりました新型コロナウイルスへの対応などの経験を生かし、国及び東京都の動向を踏まえながら、新たな感染症に備えるための危機管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、自然災害に対する市の危機管理の取組についてであります。災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、関係機関との連携体制の構築や備蓄品の整備などを計画的に行っております。また、総合防災訓練を実施する際、災害対策本部の設置訓練や非常時優先業務訓練を必ず行っており、災害時の行政運営体制を確認しております。

次に、市民の危機管理意識の醸成に関する取組についてであります。コロナ禍によって制約を受けていました総合防災訓練や水防訓練については、令和4年度に市民参加を図り、実動訓練による危機管理意識の醸成を図っております。

また、コロナ禍の前には地域ごとに行っていた防災モデル地区事業や避難所設営訓練なども、地域における

危機管理意識の醸成に役立つ取組であると考えております。

次に、危機管理意識醸成のための消防団との連携についてであります。自治会や自主防災組織の防災訓練への支援として消防団が指導的立場で関わっております。また、小学校または中学校の授業として消防団による応急救護訓練や防災教育も行っております。こうした自治会や学校への防災活動への支援に消防団が関わることで、市民の危機管理意識の醸成に役立つものと考えております。市は今後も消防団と連携して、地域における危機管理意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番(中村庄一郎君) それでは、再質問に移らせていただきます。

ちょっと歯の治療をしたり、またなかなか何年たっても、このマスクというものに慣れないものですから、ちょっと言葉がきちっと皆さんに伝わるかどうか分からない部分ありますので、その部分は御了承ください。

初めに、①についてです。新型コロナウイルス感染症対策の事業継続に関する3年前の感染発生からの現在までの取組についてであります。

市民生活を守る上で、市役所の業務を止めないことは重要なことと認識しております。そこで、どのような状況に陥ったら事業継続計画を実施するのか、その基準について教えてください。また、事業継続計画の実施時には最大40%程度の職員の欠勤率を想定し、各部署が定める非常時優先業務に当たるとされておりますが、これまでに実際に運用が行われたことがあるのかも併せてお願いしたいと思っております。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 非常時優先業務を実施する想定であります。東大和市事業継続計画(新型インフルエンザ編)におきましては、市民の約30%が罹患をし、流行は約8週間続く感染流行のピーク時において、市職員の欠勤率を最大40%としております。

非常時優先業務の実施につきましては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられた場合、または新型インフルエンザ等対策本部長が必要と認めた場合で実施することとなっております。また、状況が落ち着き非常時優先業務の実施から平常時の業務運営に戻すことに関する判断につきましても、新型インフルエンザ等対策本部長が全庁的な視点から行うとしてございます。

おおむね3年前の新型コロナウイルス感染症の発生から現時点において、市内の市職員の新型コロナウイルス感染症による大規模感染の発生、いわゆるクラスター、こちらが発生しなかったことなどから、現在の計画に基づく非常時優先業務は実施に至ってはございません。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 市長からの御答弁いただいた中に、事業継続計画に基づく優先業務について精査を行い、非常時に備えているとのことでした。多岐にわたる市の全ての業務をBCPどおりに対応することは、職員の感染が連続する中で困難であったと思われ。事業継続するためには事業の取捨選択が求められたと思っております。選択した事業数などが分かればお答えをいただきたいと思っております。また、具体的にどのような対応を行ってきたのか、その内容についても併せてお願いをしたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 新型コロナウイルス感染症対策におきましては、職員本人が感染症に罹患する場合、また家族などが感染したことにより濃厚接触者となるなどにより、出勤の制限を受けることから、職場の閉鎖等も想定をし、各部署における優先業務の精査を行っております。また、優先業務の精査につきましては、各部署において全職員が出勤停止となった場合においても、法令や市民の生命、

財産などを守る必要性から、業務の実施を継続する必要性が真にあるものとして行ってまいります。

このことを踏まえた優先業務の精査の結果につきましては、法令や市民の生命、財産などを守る必要性から業務の実施を継続するものとしたしまして、173の業務を抽出してまいります。その内訳は新たに発生する業務は46業務、継続して行うものが78業務、縮小して行うものが49項目として選定をさせていただいてまいります。この抽出した優先業務を基にいたしまして、各部において実施に向けたマニュアルを改めて確認するなどの対応を行いまして、非常時へ備えることとしてまいります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、次に②のこれまでの取組に関する課題と対応についてであります。

これまでに実施してきた取組に関する課題と対応についてですけれども、今回精査した業務の中には職員が出動しなければ処理ができないような業務とか、また市民からの申請を受ける窓口などの業務があったかというふうに思います。これまでの職員の取組の経緯等もう少し詳しく伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○職員課長（岩本尚史君） 新型コロナウイルスの感染拡大当初でございますが、ウイルスや具体的な感染防止等の情報が少ない中で、またマスク、手指消毒剤など物流も滞っておりました。そんな中、緊急対応としまして市の職員を2つのグループに分けまして、交代勤務制を実施し対応した時期がございました。その後、物流の復活に伴い手指消毒材等の衛生品の確保、またアクリルパネル等の設置が進み、いわゆる3密対策を徹底していく中で通常の勤務体系で業務を行ってまいりました。

勤務体制としましては感染拡大の状況に応じまして、これまでも都度見直しを図っております。時差通勤の許可、連絡体制の強化、代休、育休取得や、試行中のテレワークの活用を推進を行う中で、通常業務に影響が出ないように努めております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、ハード面の対策として市役所本庁舎内においてコロナ対策を実施しておりますけれども、その内容と効果について伺いたいと思います。

○総務管財課長（宮田智雄君） 本庁舎で実施いたしましたコロナ対策とその効果についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、飛沫感染対策としてトイレの洋式化や蓋の設置、さらにトイレ内の水道蛇口自動水栓化と照明を人感センサー化に更新いたしました。

また、庁舎1階の市民ロビーや窓口の椅子を抗菌タイプに入れ替えまして、3密対策といたしましては、飛沫防止タイプの記載台を導入した上でレイアウト変更をするとともに、換気を促進するため二酸化炭素濃度測定器の設置などを行いました。そのほかとしまして、執務室の分散化やリモート会議に対応するための会議室等へのLAN配線の整備、また現在着工中の空調設備更新工事では、換気性能に優れた機器の設置に着手しております。

以上の対策につきましては、国が示しております新しい生活様式・日常の定着の一環として効果があるものと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 先ほどの答弁でテレワークの活用を推奨したとのことですが、現在の活用状況はどのようになっておりますか、教えてください。

また、関連するところで窓口業務のオンライン化等の検討状況についてお伺いをしたいと思います。

○職員課長（岩本尚史君） 個人情報等のセキュリティの課題ですとか、在宅勤務での作業内容にはどうしても制約がございますが、現在40台のテレワーク用端末が整備をされております。リモート会議、個人情報を取り扱わない業務、そちらのほうで最大限活用できるよう現在試行的な取組を行っております。

以上でございます。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 行政手続のオンライン化につきましては、令和4年3月に策定いたしました第五次東大和市情報化推進計画において、取組項目の一つとして位置づけております。

現時点における具体的な取組といたしましては、国の方針に基づきまして、介護・子育て関連の26の手続を今年度中にオンライン化できるよう準備を進めております。また、その他の手続につきましても、今定例会初日の議員全員協議会で御説明させていただきましたとおり、東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例、こちらは新たに策定をいたしまして、オンライン化を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今後インターネットを活用した業務効率化などは、必然的にもっと多くの業務で実施していくべきものと考えております。順次対応をお願いいたしたいと思っております。また、それに合わせた職員体制を構築するなど、新しい組織体制も必要になっていくものと考えておりますので、業務継続を念頭に置いた対策に合わせた組織についても研究や検討をお願いいたしたいと思っております。これは意見です、要望です。

次に、感染症対策として、国や東京都の対策方針に基づき、変化する感染状況に応じた市の新型コロナウイルス対策を実施したと、市長からの御答弁いただきました。新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、変化する感染状況に対応するとして、市民の皆様へ新しい日常生活の定着の呼びかけや、市の公共施設の開設の是非などについて議論されたことと思っております。会議で議論された内容などについて、どのようなものであったのかお伺いをしたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） こちらの会議内容等についてでございますが、新型コロナウイルスに関する情報の共有といたしまして、国及び東京都の基本的方針や、その時々の方針の内容について確認するとともに、市役所各部における現状を報告し認識を共有いたしました。また、市内の感染状況やワクチン接種状況などの情報の共有なども行ってございます。

会議の議題といたしましては、国及び東京都の基本的方針や対策を基にいたしまして、3密の回避や公共施設の使用に関する事など、市としての対策について協議をし、方針を決定してまいりました。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、今後発生する可能性のある新たな感染症に対する危機管理についてお伺いをしたいと思いますけれども、今まで実施した業務継続計画に基づく対応については、今後も起こり得る新たな感染症に対する対策としてまとめ、記録し、そして総括することが必要と考えております。今後に向けた対策として、どのようにまとめていかれるのかをお伺いしたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市では令和2年2月に対策本部を設置いたしまして、これまでの間、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいりました。繰り返される変異株の影響によりまして感染の拡大を繰り返しておりますが、市民の皆様への命と健康を守ることを最優先といたしまして、様々な対策を迅速に講じてまいりました。その中でワクチン接種につきましては東大和市医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関から多大なる御協力をいただきまして、また市長の御指示に基づき市職員の全庁的な協力体

制により取組を進めているところであります。

今後におきましては、これまで行ってきた経験や課題などを整理いたしまして、新たな感染流行が生じた場合に生かすことは必要であると考えておりますが、現時点で新型コロナウイルス感染症が収束する見込みはまだまだ立ってございませんので、先々感染状況が改善していく中におきまして、新たな感染症などの危機への備えについて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

コロナ対策については理解ができましたけれども、最近では世界中で発生しているハリケーンや地震などの自然災害、また国内においても各地で発生しております大規模な地震などがございます。当市においても令和元年には台風19号の影響によりまして、市内で崖崩れが発生するなどの状況が生じました。市民生活や、時には人命を脅かす多くの事案に対して、市民の健康や生命、財産を守るため、自治体の危機管理はますます重要になっているというふうに感じております。自治体においては危機が発生しましたときには、平常時とは全く異なる臨機応変な対応が必要であります。

そこで、大切なのは組織内での情報共有と体制整備、それから迅速な判断と効果的な対応、そして平常時からの市民危機管理意識の醸成などであるというふうに考えております。事態が生じたときに混乱することなく、可能な限り効果的に、また効率的に対処するには平素からの備えや取組への訓練、事案の想定などが極めて重要というふうに考えております。

そこで、次の質問といたしまして、市の自然災害に対する危機管理についてお伺いをしたいと思います。

それでは、大きな2問目の①について再質問を行います。

市が自然災害に効果的に対応するためには、職員が高い危機管理意識を持つことが重要と思います。今回の総合防災訓練において職員はどのような訓練を行いましたか。また、具体的な訓練内容についてをお伺いしたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 総合防災訓練における職員の訓練内容でございますが、まず本庁舎におきましては非常時優先業務訓練と、それから本部長室開設運営訓練を行いました。それから、訓練会場である第二中学校におきましては、感染症配意型の避難所設営訓練を地域住民、あるいは第二中学校の3年生の生徒とともにを行いました。

具体的な内容でございますけれども、非常時優先業務訓練というものは、所管業務のうち何を優先して実施するかを災害発生後3時間以内、それから6時間以内、12時間以内、24時間以内の区分ごとに考えまして、所定の用紙に記入する訓練であります。これは係長以上の全員が参加いたしました。

また、本部長室開設運営訓練は、理事者ですとか部長職などで構成する本部長室を開設いたしまして、非常時優先業務訓練において確認された業務遂行状況ですとか市内の被災状況を確認し、対応方針を定める訓練であります。

感染症配意型の避難所設営訓練とは、感染者と非感染者とを分けるゾーニングの設定ですとか、あるいは避難者が居住する体育館におきまして、感染リスクの軽減とプライバシーの保護のためのパーティションを設置する等をして、コロナ禍を踏まえた避難所の設営を訓練するものであります。災害時に避難所に駆けつける初動要員が地域住民と共に訓練に参加しております。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今回の訓練を実施して、職員の危機管理意識の醸成にどのような効果があったというふうに考えておりますか、お聞かせください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 非常時優先業務訓練は自分が所管する業務につきまして、災害時の状況を踏まえて優先的に取り組む業務を抽出するというものでございます。ふだん従事している業務でありますので、業務の性質ですとか緊急度などについて精通しておりますから、実質的な観点から具体的に取り組むことができるというふうに考えております。

また、この訓練で確認されました各種の業務情報を、限られた時間の中で本部長室開設運営訓練のために収集整理し、伝達する訓練を行うことで迅速な情報の取扱いを経験することもできました。

感染症配意型の避難所設営訓練では、地域住民や中学3年生の生徒と一緒に設営訓練を行いました。用具の扱いを具体的に確認できるとともに、住民とのコミュニケーションを取りながら訓練を行うことができました。平常時にはなかなか経験できない内容ですが、毎年行うことで職員が災害リスクを確認し、平常時から災害発生に対する備えを意識するなど、危機管理意識の定着、強化に役立つものと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 職員の訓練は非常に大切だと思いますが、地域住民と一緒にやって行くことも意義があるように感じております。

次に、②の市民の危機管理意識の醸成に関してお伺いをしたいと思います。

今年10月23日の総合防災訓練を市民参加型で行われたとのことですが、市民はどのような訓練をしたのでしょうか。また、コロナ禍においてもできるだけ市民の参加を継続したほうがよいと思いますけれども、市としては今後の訓練における市民参加はどのように考えておりますか、教えてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 総合防災訓練に参加いたしました市民の方々は、感染症配意型の避難所設営訓練やペット同行避難訓練など、新型コロナウイルス感染症を意識して最近の課題への対応も踏まえた訓練を行いました。感染症配意型の避難所設営訓練は、職員の取組のほうでも御説明いたしましたが、感染者と非感染者とを分けるゾーニングの設定ですとか、パーティションの設置など、コロナ禍を踏まえた避難所の設営を訓練するものであります。

また、ペット同行避難訓練というものは、避難所までの経路はペットは飼い主と一緒に避難しますが、避難所到着後は、避難者滞在場所とは異なる場所にペットというものをゲージ内で滞在させるものでございます。

市民参加型の総合防災訓練は3年ぶりとなります。新型コロナウイルス感染症の蔓延期間において、各種訓練が自粛されることによりまして、市民の防災意識が低下するおそれがありましたことから、今年の総合防災訓練は市民参加が重要な要素になるというふうに認識しておりました。今後も状況が許す限り、感染防止策を講じて市民参加型の訓練を実施してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 休憩

午後 2時 3分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） 先ほどの答弁で、市民が3年ぶりに総合防災訓練に参加できたことはとてもよいことだというふうに思います。市民の危機管理意識の醸成という観点からは、今年の総合防災訓練をどのように評価をされるかをお伺いしたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 総合防災訓練の実施によりまして、参加した関係機関の連携体制を確認することができたことに加えまして、市民の方々も久しぶりに実動訓練を経験することができたというふうに考えております。特に今年の会場である第二中学校におきましては、3年生約120人が授業として全員参加することになりまして、初期消火ですとか避難所設営訓練などを体験いたしました。この訓練を通して中学3年生のマンパワーが地域防災に貢献することを確認することができました。

また、この中学生の存在というものは、一緒に参加いたしました地域の自治会の方々にも新鮮な印象を与えまして、訓練会場全体に活気を与えたものというふうに考えております。このため今年の訓練参加者にとりましては非常によい刺激を受けて、まさかのときに備える意識、すなわち危機管理意識の定着強化につながったものというふうに評価しております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 中学生が参加している様子を私も拝見いたしました。真剣に取り組んでいる様子が印象に残りました。今後も継続していただければというふうに思います。

次に、御答弁にあった防災モデル地区事業や、あと訓練所設営訓練とはどのようなものでしょうか、教えていただきたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 私どもが行います、その防災モデル地区事業、あるいは避難所設営訓練でございますけれども、まず防災モデル地区事業につきましては、地域ごとに異なる防災上の課題をグループワークで話し合いまして、その対応をまとめる作業をすることで、地域の災害リスクに対する気づきと、それから発災時に的確な防災行動が取れるようになるための地域住民向けの研修を行う事業でございます。

それから、避難所設営訓練につきましては、災害時に避難所となる小・中学校の体育館におきまして、防災備蓄庫に保管された資機材を使いまして避難所を設営する実動型の訓練であります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 今のようなそのような取組が、市民の危機管理意識の醸成に有効と考えるのはどのような理由からでしょうか、教えていただきたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 防災モデル地区事業は、自分の住む地域の防災上の課題に気づいていただくことで、的確な防災行動が取れるようになることを目的としております。

それから、避難所設営訓練につきましては、実際に避難所として使用する場所において、体育館ですが、避難所設営という具体的な活動を直接体験できるものであります。いずれも地域ごとに取り組む内容でありまして、地域住民が自分事の問題として災害対応への具体的な取組につなげていただくよう制度設計されております。

こうした経験を通じまして災害リスクを考えるようになるためリスクに備える意識、すなわち危機管理意識の醸成に役立つものと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。よく分かりました。地域の防災課題への取組や避難所の設営を市民が自分事として取り組むことは、非常に効果的であるというふうに考えております。コロナ禍の下で

いろいろ制約もあろうかというふうに思いますけれども、こういった地域ごとの取組についても継続をお願いしたいというふうに思います。

次に、③の消防団との連携に関してお伺いをしたいと思います。

小・中学校の授業や自治会活動に対する消防団の関わりについて、もう少し具体的な内容を説明していただきたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 自治会に対します消防団の関わりでございますけれども、これは自治会が企画いたしました防災訓練におきまして、消防団が放水訓練ですとか応急救護訓練の指導をするものでございます。また、学校との関わりでございますが、従来から行われているものは消防車両の写生会において車両を展示することなどでありますけれども、最近では防災教育に力を入れる学校も現れてきておりまして、授業として行われる防災教育におきまして、消防団が放水作業を実施したり、あるいは質疑応答への対応をするということも行っております。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） 消防団が地域の行事等に関わることは、市民の危機管理意識の醸成にも大変役立つというふうに思いますが、市の見解はどうなんでしょうか、教えてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 消防団は7つの分団及び女性部が各地域で活動しておりますけれども、その活動は顔の見える関係に基づきまして、地域に溶け込んで活動するという性質がございます。このような密接な関係性を基礎としながら、所定の訓練を積んだ団員が整備された資機材とともに地域の防災訓練等に指導的立場で関わることで、地域住民の災害対応力の技術レベルが向上するとともに、危機管理意識にもよい刺激を与えることが期待できると、このように考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 地域住民の危機管理意識の醸成に消防団活動が重要だと思いますけど、その消防団が活動を継続するに当たり何か課題はありますか、教えてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 消防団の力というものは団員の活動力によるものでありますことから、一定の団員数を確保することが重要であるというふうに考えております。しかしながら、自営業者の減少ですとか、あるいは自分が住んでいる地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う者が増加するという社会構造の変化によりまして、全国的に消防団員の減少が目立ってきております。この傾向につきましては、市においても同様であります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） これまでの御答弁で、消防団の活動は市民の危機管理意識の醸成に非常に効果的であると考えます。しかし、消防団は団員減少などの課題も抱えております。今後市は消防団をどのように支援していく考えでしょうか、教えてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の基本理念を定めます第3条におきましては、地域防災力の充実強化は消防団が中核的役割を果たすことを踏まえ、その強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め自発的な防災活動への参加を促進すること等を旨として行わなければならないと、このように定められております。このことを踏まえまして、地域住民への防災啓発を引き続き進めるとともに、資機材の充実など消防団への支援を継続してまいりたいと考えております。

とりわけ団員の確保につきましては、知り合いへの個別勧誘に加え、一般向けの団員募集として市報やホー

ムページ、チラシやポスターなどを活用しておりました。しかしながら、現状では団員が十分確保されていないという状況でございます。他市ではユーチューブ等の動画による団の紹介、あるいは勧誘なども行っているようであります。こうした事例を収集し、効果的な団員増加策について研究してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

ここまで危機管理について様々なことをお伺いをしてまいりました。いつ災害が起きてもおかしくない世相の中で、市長におかれましては日々様々な備えをされてきたことと思いますけれども、そのような中、東大和市のこういうところが危機管理に有効であると、また、市長が感じていることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

また、東大和市には様々なポテンシャルがあると思います。今期限りの任期でというお話も聞いておりますが、最後に危機管理だけでなく東大和市の将来に向けた市のポテンシャルについて、エールも含めてお答えをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○市長（尾崎保夫君） 危機管理を考える上で、当市の大きな利点は都内の他の自治体と比較しまして、その規模がコンパクトであり、非常時において迅速かつきめ細かな対応が取りやすい、そういった環境にあるものと考えております。また、そのメリットを生かしながら、平常時から市民、そして事業者、皆さんと顔が見える関係を築くこと。そして、非常時における連携や対応を迅速かつ的確に行うことができるような準備や備えを行っていくことが重要であると考えております。

次に、市のポテンシャルについてであります。当市はコンパクトなまちという特徴を持ちながらも、北側には狭山丘陵、多摩湖、その周辺には桜など豊かな自然があります。また、身近な環境の中で買物などの日常生活の利便性も兼ね備えております。住宅都市として魅力を備えたまちであり、それが当市の大きなポテンシャルであると考えております。

今後、少子高齢化や人口減少がさらに進展する中で、当市が持つポテンシャルを最大限に引き出しながら、それらに魅力を加え、市内外へ積極的に発信し、子育て世帯に選ばれ、高齢者が生き生きと暮らすことができる、そういった持続可能なまちの実現に向けた礎ができたと考えておりますことから、これをさらに発展させる取組が重要であると考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 市長、どうもありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症は3年にわたり変異を繰り返しながら、私たちの生活を大きく変えてまいりました。4年から5年前までは誰も予想していない事態でした。最近はおミクロン株対応のワクチンの接種が始まり、新しい薬も緊急承認されるなど、少し希望の持てる情報も出てきましたが、まだ収束までには時間がかかるようであります。しかも数十年のスパンで新型ウイルスは発生するとのことで、今後もパンデミックのリスクと向かい合うこととなります。

また、風水害は毎年全国のどこかで甚大な被害をもたらしており、大きな地震も各地で発生しております。加えて最近では国際情勢が緊迫し、弾道ミサイルの発射なども頻繁に報道されるようになりました。

このように私たちの身の回りには生活の安全を脅かす危機が数多くあります。このような危機が万が一起こってしまったときには、冷静かつ迅速な判断と行動が必要であります。そのためには平常時から様々な備え

をしておく必要があります。このためリスクを把握し、必要な備えを考える危機管理意識を多くの方が身につけていただくことが必要であると考えております。

特に自然災害に関しては、何らかの被害が毎年発生していることから、危機管理意識の定着や強化に力を入れる必要があります。これについては消防団が大いに役立つものです。消防団は地域との密接な関係を基礎に、ふだんから地域に根差した防災活動を行っております。市においては、その活動をしっかりと支えていただきたいというふうに思います。加えて消防団も団員減少という大きな課題を抱えております。消防団の活動が今後も継続できるよう、団員の増加のための支援も市にお願いしたいと思っております。

あわせて、今回は触れませんでした、活動場所の確保など団活動全般にわたっての支援についても併せて要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

○副議長（佐竹康彦君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日7日から9日及び12日から14日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○副議長（佐竹康彦君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時20分 散会